

事業報告書

子協第 1010号
令和 5年 4月 20日

北海道知事様

北海道砂川市北光496番地の25
指定管理者 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田昌市

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり令和4年度事業報告書を提出いたします。

記

- 1 公の施設の名称 北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川
- 2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
別紙1のとおり
- 3 管理に係る経費の収支状況に関する事項
別紙2のとおり
- 4 管理の目標の達成状況に関する事項
別紙3のとおり



別紙1

令和4年度事業報告書

○ 管理に係る業務の実施状況及び当該公の
施設の利用状況

一般財団法人北海道子どもの国協会



業務報告書

団体名	一般財団法人 北海道子どもの国協会
-----	-------------------

正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないことについて

根拠法令

[北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1号]
正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。

道民の平等な利用を図るために具体的な手法や基本的な考え方について【共通】

公の施設として、一部の道民等に対し、不当に利用を優遇又は制限することができないようにするための考え方や取組等について

【共通】

北海道子どもの国（以下、全頁を通じ「子どもの国」という。）及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川（昭和51年「北海道立砂川少年自然の家」として開設し、平成26年現在の施設名に名称変更。以下、全頁を通じ「ネイパル砂川」という。）は、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1号及び「地方自治法」第244条第2項、第3項を遵守するとともに「北海道立都市公園条例」（以下全頁を通じ、「都市公園条例」という。）、「北海道立青少年体験活動支援施設条例」（以下全頁を通じ、「支援施設条例」という。）の規則等も遵守し、総ての利用者について年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等を問わず、平等利用を確保します。

- 当協会は、子どもの国及びネイパル砂川について、総ての利用者が施設を平等利用することを可能として、好評を得ました。
- 子どもの国キャンプ場及び大型遊戯施設並びにネイパル砂川の受付・利用承認は、年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等にかかわらず受付順とし、「都市公園条例」第6条の2及び「支援施設条例」第8条による承認の基準、当協会「北海道子どもの国キャンプ場利用申込事務取扱要領」、「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」及び「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、適正に取扱いました。
- 特定の個人・団体を優遇するような利用の斡旋、確保等の勧誘・強要等には、毅然と対応しました。
- 子どもの国及びネイパル砂川の紹介は、ホームページやリーフレットを活用し、総ての人が平等で安全に利用でき、親しめる施設としてPRを行いました。
- 職員は、関係法令、協会規程等を熟知し、それらの範囲内で施設利用を提供し、様々な利用要望には特定の人の意見に偏らない公平・平等な対応に努めました。

【子どもの国】

「都市公園条例」第3条及び第4条の規定による許可等に係る相談、申請等があった場合についても、申請者の規模、所在地、法人または個人の別、その目的等の違いにより不平等な取扱いをせず、公平な取扱いを行い、同条例第5条の禁止行為を発見した場合の取り扱いについても、総じて公平な対応を執りました。

【支援施設】

- 利用者に対しては、利用の希望を充分に把握し、利用団体の活動が制限されることのないよう事前の相談・調整を充分に行い、平等に利用できるように努めました。また、より良い計画及び活動となるよう必要に応じて指導、助言等を行いました。
- 宿泊室の使用希望や活動場所が重複した場合は、それぞれの団体の利用目的による効果が最大限に發揮できるよう調整を充分に行い、平等に利用できるよう配慮しました。

社会的弱者等への対応について【共通】

公の施設として、障がい者等の社会的弱者についての対応について

【共通】

公の施設である子どもの国とネイパル砂川を利用される、総ての方が快適に施設を利用でき、利用効果が最大限に発揮できるよう、また、幼児・障がい者・高齢者等の施設利用上の不安を少しでも軽減できるよう、快適な利用環境を提供しました。

- 1 障がい者、幼児、高齢者、マタニティマークやヘルプマークの携帯者等の適切な利用環境について、次とおり対応しました。
 - (1) 接遇について、職員の朝の打合せ時確認や職員研修を適時実施しました。
 - (2) 利用者に対し、社会的弱者への理解を深め、配慮や協力が得られるよう、ポスター等により、積極的な情報発信をしました。
 - (3) トイレ、手すり、ステップ及び車椅子用通路等の施設を適切に維持管理しました。
 - (4) 車椅子、ベビーカーを必要な場所に配置しました。
 - (5) キャンプ場、または、ネイパル砂川を利用する場合は、利用しやすいサイトや部屋を優先的に割り当てました。
- 2 大型遊戯施設及びネイパル砂川の利用料金免除者には、「北海道子どもの国管理規則」(以下、全頁を通じ「子どもの国管理規則」という。)及び「北海道立青少年体験活動支援施設利用規則」(以下、全頁を通じ「支援施設利用規則」という。)に則り適正に対応しました。

【子どもの国】

駐車場における障がい者専用スペースを確保するとともに、そのスペースを必要とされている方がいること、その場所を利用することができる方について具体的に周知するなど配慮が必要な方々も快適に利用ができるよう努めました。

【支援施設】

- 1 幼児、障がい者、高齢者が利用する場合は利用しやすい部屋を優先的に割り当て、必要な場合は直接サポートし、快適に利用していただけるよう努めました。
- 2 施設内の車いす利用等、バリアフリーにも充分に配慮しました。
- 3 障がい者トイレ、浴室手すり、スロープ等の設備をより快適に利用できるよう常に点検・整備し、安全管理に努めました。
- 4 車いすを備え付け、障がいやケガのある方等の活動及び施設利用をサポートしました。
- 5 食事の提供においては、幼児用のメニュー及び料金を設定し、対応してきました。これからもそれぞれの利用者のニーズに沿った食事を提供するよう、更にメニュー等の開発に努めました。

利用料金の設定について【共通】

利用料金の設定について考え方や方向性について。

【共通】

子どもの国及びネイパル砂川に係わる料金設定等は、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金の上限額の範囲内で、施設の状況や利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行います。また、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金上限額に改正があった場合は減免基準の見直しに伴う規則等の改正が行われた場合は、適正に対応します。

- 1 大型遊戯施設の利用料金については、これまでの施設管理経験から得た利用者の声と当該遊戯施設の状況及び利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行いました。また、キャンプ場やネイパル砂川との相互利用の促進が図れるような方策を講じました。
- 2 利用の承認、利用料金の減免、還付等については、子どもの国管理規則・支援施設利用規則に基づき適正に対応しました。承認の取消し、利用制限等はありません。(キャンプ場利用停止による利用料金還付1件)
- 3 利用料金の収受業務は、当協会「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」により適正に対応しました。なお、新型コロナウィルス感染防止のため、キャンプ場の物品貸出等は中止としました。
- 4 7月17日の「北海道みんなの日」には「北海道みんなの日条例施行規則」に基づき、該当する利用料金を免除としました。

【子どもの国】

1 利用料金の設定

大型遊戯施設及びキャンプ場の利用料金は、近隣の同種観光施設等の利用料金の設定状況や各種アンケート等の結果から得られた利用者の料金に対するニーズ等々も踏まえ、次の「利用料金表」のとおり、それぞれ利用料金の額を設定しました。

特に、毎年6万人程の利用を見込む大型遊戯施設については、これまでの利用実態や利用者のニーズに応えるため、団体利用料金や回数券の設定、子どもの国キャンプ場宿泊利用者及び一体的管理施設であるネイパル砂川宿泊利用者への割引料金の適用並びに秋季からの閑散期に利用促進策として効果が表れている閑散期料金についても、継続設定しました。

大型遊戯施設利用料金表

区分	4月29日～9月30日	10月1日～11月6日
一人一回(高校生以上)	500円	
団体(有料者20名以上)	400円	300円
キャンプ場宿泊利用者・ネイパル砂川宿泊利用者	400円	
回数券(5枚綴り)	2,000円	
中学生以下	無料	
65歳以上の高齢者・各障がい者手帳の交付を受けている方・社会福祉施設等入所されている方など(子どもの国管理規則第5条の規定による)		免除

※回数券の利用期間は、当該指定管理期間における最終年の大型遊戯施設最終営業日までとしました。

キャンプ場利用料金表

区分	開設期間
1 サイト 1泊につき (宿泊キャンプ)	1,000円
1 サイト 1日につき (デイキャンプ)	500円

2 利用の承認・減免等対応

大型遊戯施設の利用の承認は、自動券売機又は窓口における利用券の発券(購入)を以て行い、キャンプ場の利用の承認についても同様とする。また、それぞれの承認の取り消し、制限、停止に関しては関係規程等に基づき適正に対応しました。

利用料金の減免若しくは還付、または利用料金の収受に関する事務についても協会の規定に則り適正に対応し、出納簿による処理を徹底し、領収書及び現金等も適正に管理しました。

3 今後、より普及が見込まれる決済アプリや電子マネーなどのキャッシュレス決済については、通信設備や電波の状況などインフラ面において対応が可能か否かをよく見極め、導入を目指します。

【支援施設】

1 利用料金

利用料金については、「支援施設条例」に定める上限額の範囲内において、より良い運営管理や利用者へのサービスを行うため次のとおり設定し、施設利用者から利用料金を收受しました。

この内、日帰り利用料金については、近隣体育館の使用料金を参考とするとともに、宿泊利用に比べ時間が短く活動場所や活動内容も限られている場合が多いことや、利用料金收受時の事務手数の簡素化、効率化のため小学生以上は対象や年齢によらず、一律の料金としました。

(1) ネイパル砂川利用料金表

区分	利用料金の額	
	1人1日につき	1人1泊につき
1 4歳以上の幼児	無料	340円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	200円	670円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	200円	980円
4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者	200円	2,180円
5 1から4までのいずれにも該当しない者 (4歳未満の者を除く。)	200円	3,780円

※ 就学奨励を受けている児童及び生徒、養護学校等の児童及び生徒、児童福祉施設に入所している方、障害者手帳の交付を受けている方等は、利用料金を免除としました。

2 利用料金のキャンセルに対する取扱い

当協会「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、利用承認後に施設を利用しなかった場合の利用料金は、全額徴しないこととしました。

3 キャッシュレス決済導入可否を関係機関と協議・検討し、実現を目指します。(検討中です)

業務報告書

団体名	一般財団法人 北海道子どもの国協会
-----	-------------------

2 施設の効用を最大限に發揮させることについて

根拠法令

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第2号〕
業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮せるものであること。

業務の基本方針について【共通】

北海道では、より多くの道民に、ゆとりとうるおいのある環境を提供し、公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案することにより、多様な広域レクリエーション需要の充足を図るために北海道子どもの国を設置しています。

また、北海道教育委員会では、青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を促進するため道立青少年体験活動支援施設を設置しています。

この設置目的に沿った施設の管理運営を次のとおり行います。

【共通】

当協会は、昭和51年に北海道子どもの国とネイパル砂川の一体的な管理運営を目的に設立以来、46年の豊富な経験と管理運営の方策を蓄積しています。これらを事業推進と運営管理に最大限に生かすとともに、関係法令の遵守を施設管理の最重要事項と捉え、「道民に愛される施設」として維持発展に努めます。また、両施設の設置目的を最大限に發揮させるため、一体的な管理運営と各種の事業を展開することにより、都市公園と社会教育施設が融合する施設の役目として、「自然に親しみ自然から生命の尊さを学ぶ」、「子どもと親が自然の中で一緒に遊び、楽しむ」、「親から離れ仲間と協力する活動から思いやりの心や自立心を育む」、「チャレンジする活動からたくましく生き抜く力を培う」等の効果を最大限に發揮できるよう努め、当協会の目的である「青少年の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を管理運営し、もって心身とも健やかな青少年の育成に寄与する。」ことの実現を目指します。

- 1 子どもの国及びネイパル砂川の開設以来当協会が管理運営を担い、現指定管理期間においても当協会が一體管理することで、利用者が容易に両施設を共有利用でき、事業においても一体展開することで相乗効果を発揮し、施設の設置目的を達成しました。また、ネイパル砂川利用者の9割は、プログラムの中に子どもの国での活動を取り入れており、両施設の設置目的と相乗効果が顕著に現れ、利用者の満足度やサービスの向上と利用促進を図ることができました。
- 2 ネイパル砂川のめざす姿「心豊かにたくましく生きる子どもを育む」の実現を目指すとともに、学習指導要領が目指している子ども達に「生きる力」を育むことを目指しました。加えて北海道教育推進計画の施策項目の実施に当たり、関係機関や団体と連携し、地域の学習資源の活用を図るほか、多様なプログラムの開発に努めました。
- 3 北海道民の生涯学習振興のため、家庭、学校、地域等各分野の広範な教育、学習の場として施設を提供するとともに、社会教育主事と連携・協力し、ネイパル砂川の機能を最大限に發揮するよう努め、道民の生涯学習活動を促進しました。
- 4 平成18年度から組織する「北海道子どもの国・ネイパル砂川利用者協議会」を定期的に開催し、住民参加の施設づくりと地域住民との連携を進め、利用者の意見を反映することによって、より質の高いサービスの提供と施設の利用促進を図ることができました。

- 5 事業の推進に当たっては、まちづくりの方針、地域の産業、地域の特色のある企業や各種団体と協働するとともに、地域の河川や自然環境等の地理的な特質、歴史的文化を取り入れ、地域に密着した事業を展開し、道民に愛される施設を目指しました。
- 6 子育て支援、北海道家庭教育サポート制度、ガーデンアイランド北海道運動等、北海道・北海道教育委員会の施策方針による事業を推進し、子どもたちの未来に夢や希望が持てる、活力ある北海道の実現に協働しました。
- 7 子どもの国とネイパル砂川の設置以来、関係法令及び協会規程等の遵守を第一に捉えて管理運営に当たり、適切な施設管理・運営を実現しました。今後も指定管理期間において引き続き同様に対応し、適切で万全な管理運営を継続します。
- 8 子どもの国とネイパル砂川は、公の施設であるとともに青少年の健全育成の場であることから、「健康増進法」に定める受動喫煙防止のため、屋内施設は全面禁煙とし、屋外についても、道の定める「屋外喫煙防止条例」の規定を鑑み、喫煙を控えてもおらうなど、児童及び非喫煙者の健康維持の徹底が図られるよう情報発信等に積極的に取り組みました。

【子どもの国】

- 1 子どもの国の使命として、道民にうるおいと憩いの場の提供するため、緑豊かな環境の保全と子どもの国の修景維持に努めました。また、法令又は指針に基づく施設、遊具の保守点検・巡回を適切に実施して利用者に安全で快適な利用環境を提供するとともに、子どもの国を利用した各種イベント等の開催と誘致を積極的に行い、ネイパル砂川との一体的利用に資するよう、利用の促進を図ることを基本方針として管理運営に当たることができました。
- 2 宿根草花壇の整備をはじめとした住民参加型イベント及び野生小動物や昆虫等の観察会等の自然環境体験等の環境育成型イベントの充実を図り、広域公園として多くの道民が利用できるようなレクリエーションの場を提供しました。(新型コロナウィルス感染防止のため、ホタル観賞会・ザリガニ調査会は中止)

【支援施設】

- 1 学校や少年団、社会教育団体等を始め、各種団体が活動と寝食をともにする機会を通じ、健全な青少年の育成を図りました。
- 2 本道の子どもたちの多様な体験活動を支援するとともに 生涯学習振興の観点から 家庭学校、地域など各分野の広範な教育・学習の場や機会の提供に努めました。
- 3 プログラムの開発や主催事業の企画・運営、受け入れ団体への指導・助言等、社会教育主事と協働し、本施設の機能を最大限に發揮しました。
- 4 近隣市町の関係機関や団体等と連携・協力し、地域の特色を生かした魅力ある施設を目指しました。
- 5 子どもの国と一体管理による効率的な管理・運営を心掛けます。また、施設の状況を常に把握して事故の防止に努めるとともに、安全管理に万全を期した管理・運営を行いました。

利用者の増加を図るための特色ある取組について【共通】

これまでの公的な都市公園及び青少年教育施設にとらわれない特色や魅力ある施設づくりに向けて、R8年度までの目標とする延利用者数及び支援施設は宿泊室稼働率も合わせ、目標を達成するための実現可能な取り組みを行います。

【参考：H30 子どもの国延利用者数(人)】

1,353,455人

【参考：H30 ネイパル延利用者数(人)】

砂川：51,212 深川：56,504 森：32,174 北見：22,932 足寄：38,525 厚岸：20,955

【参考：H30 ネイパル宿泊室稼働率(%)】

砂川：55.9 深川：62.7 森：58.3 北見：50.7 足寄：56.5 厚岸：57.2

【共通】

子どもの国とネイパル砂川は、設置以来当協会が一体管理することによって、両施設の特性を存分に発揮させ相乗効果を生み出し、両施設の設置目的と利用者拡大を達成してきました。

当協会の蓄積して来た知識と経験により、両施設の一体管理による相乗効果をより一層増大させ、両施設の設置目的と利用者拡大の達成を図ります。

- 1 地域に密着し、利用者ニーズに沿った事業を展開するため、地域の観光協会、生涯学習団体、施設利用団体等からなる「北海道子どもの国・ネイパル砂川利用者協議会」からの提言を受け、施設を最大限に有効活用し相乗効果を発揮するよう、一体的な魅力ある事業を推進しました。(新型コロナウィルス感染防止のため、一部自主企画事業を中止としました。)
- 2 地域のまちづくりの方針と連携した共催事業の取組を進めるとともに、地場産業や地域の特色を活用して魅力ある体験活動を展開しました。(新型コロナウィルス感染防止のため、一部自主企画事業を中止としました。)
- 3 冬季利用促進策と施設の有効活用策として、子どもの国とネイパル砂川において次のとおり事業を推進しました。
 - (1) ウィンターフェスティバルの開催（スノーラフティング、チューブすべり、歩くスキー、スノーシュートレッキング、雪遊び等）
 - (2) 歩くスキー、スノーシューの貸出しとコース整備
 - (3) ネイパルキッズ広場の開催（幼稚園・保育園・家族を対象にしての雪遊びや、絵本の読み聞せ、スノーラフティング、チューブすべり等）
 - (4) 伝統文化や昔あそび等を体験する事業の開催（もちつき、しめ縄づくり、リース作り、キャンドル作り等）
 - (5) 地域の特色ある企業・団体と連携しての事業実施（革細工作り、お菓子作り）
- 4 両施設一体管理等のメリットを次のとおり利用者に提供し、利用者拡大を図りました。
 - (1) キャンプ場とネイパル砂川の宿泊利用者に大型遊戯施設利用料金を割引し、利用者サービスと利用増を図りました。
 - (2) 大型遊戯施設利用料金に回数券を設定し、キャンプ場とネイパル砂川での宿泊利用も期待できる個人利用者のリピート利用の促進を図りました。
 - (3) ネイパル砂川を台風等荒天時におけるキャンプ場利用者の緊急避難施設としました。
 - (4) ネイパル砂川の宿泊収容能力（200人）を超える大規模団体には、ネイパル砂川とキャンプ場を利用可能な宿泊施設としてPRするとともに、野外炊飯の大規模団体利用や繁忙期の利用者増に対応するため、両施設の野外炊飯場を利用することにより、利用者ニーズの対応と有効活用を図りました。
 - (5) 子どもの国とネイパル砂川のそれぞれの利用者に対し、事業や利用の案内をし、利用者の施設利用を促進しました。
- 5 ホームページやSNS等インターネットを活用し施設案内や事業の情報、旬な話題を提供するとともに、リーフレット・ポスター等を一体的に作成するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やイベント・施設紹介等の雑誌には一体的な情報を提供し、PRと利用の促進を図りました。
- 6 利用者の満足度とニーズを把握するため、独自の「利用者満足度調査」を実施し、ホームページで公表するとともに、利用者ニーズに沿った管理運営、事業実施を心掛けました。

【子どもの国】

1 イベントの開催について

現在までに実施してきた事業を今後も継続しながらも内容の発展と充実を図り、さらに利用者ニーズに沿った新たな事業の開催や各種団体・組織等へのイベントの誘致を積極的に行います。特に、子どもの国内に設置されている砂川ハイウェイオアシス館とは今までよりもさらに連携を図り、イベントの共同開催、両施設の情報を相互に、または共同で発信するなど、集客に通じる様々な方策を可能な限り実施していきます。

※北海道子どもの国自主企画事業主催・共催事業実施状況（10・11頁）

2 大型遊戯施設の利用について

大型遊戯施設の利用期間及び時間並びに休みの日の設定に当たっては、「都市公園条例」及び「北海道子どもの国管理規則」の規定に基づき北海道の承認を得、次のとおりとし、利用促進の方策とします。

- (1) 条例で示す利用期間外であっても、今までの管理の経験を踏まえ、利用が可能な期間について開設しました。
- (2) 休みの日を条例で規定する毎週月曜日ではなく月1回（5/16、7/4、9/5）とし、利用可能日数を増やし利用拡大策としました。また、月1回の休みの日は遊具点検日とし、安全の確保に努めました。

3 他の道立公園との連携について

道内には、子どもの国他に10カ所の道立公園があります。近年、周遊観光という言葉を見聞きする機会が増え、観光庁もその取り組みを支援しています。道内各地にある道立公園と一緒にPRすること、さらには、各地を訪れ利用していただく、つまり道内の各公園を周遊していただくことを最大の目的として、各公園の利用料金を割り引く仕組みについて、北海道の協力を仰ぎ他の指定管理者と一緒に協議を行い、導入を目指します。（検討中）

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（1）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
公園利用者数の増員 〔年間169千人以上〕	指標値	170,600人	172,300人	174,100人	175,800人	177,600人
	目標値	(128,051)人	173,000人	175,000人	176,000人	178,000人
有料施設入場者数の現状維持 〔年間62千人以上〕	指標値	62,000人	62,000人	62,000人	62,000人	62,000人
	目標値	(46,640)人	63,000人	63,000人	63,000人	63,000人

		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
延利用者数	参考値	1,353,455人	1,353,455人	1,353,455人	1,353,455人	1,353,455人
1,353,455人	目標値	(833,075)人	1,353,500人	1,353,500人	1,353,500人	1,353,500人

※延べ利用者数には公園内にある他社が管理運営する公園施設ハイウェイオアシス館の利用者（年間100万人以上）も含まれております。

◎管理の目標「4参考業績指標（1）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
公園の利促進のための 自主企画事業 〔年間開催事業数18事業以上〕	指標値	18事業	18事業	18事業	18事業	18事業
	目標値	(15)事業	18事業	18事業	18事業	18事業

【支援施設】

- 1 北海道教育推進計画に基づき、いじめや不登校の問題、生活習慣の乱れは体力、運動能力の低下や学習能力の低下につながる、それらに伴い北海道の子どもたちを巡る新たな教育課題に対応する施設として、生活習慣や運動能力等の改善を図るために実りある体験活動の取組みを行いました。
- 2 地域の人々と連携した社会体験活動やボランティア活動、農作業や家畜の世話等の農業体験、木や森とのふれあいを通して豊かな心を育む木育の取組等、地域の環境問題や自然の大切さを学ぶための参加・体験型の学習機会を提供する等、関係団体等との連携を図った環境教育の取組みを行いました。
- 3 青少年が野外活動や自然体験活動を通じて、幼児や高齢者等との世代間のふれあいを深め、豊かな情操や社会性を培う機会を提供する等、事業の充実を図りました。
- 4 家庭は教育の出発点であることから、家庭において子どもが「基本的な生活習慣」を身に付け、自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図られるよう、家庭教育に関する学習だけではなく、自然を通して家族で体験できる機会を提供し、家庭の教育力の向上に努めました。
- 5 地域のサークルの活動情報や社会教育施設等に関する情報等、利用者が必要とする情報を広く収集し提供することに加え、地域との連携を促進しながら、ネイパル砂川の機能の充実を図りました。
- 6 ネイパル砂川では自然体験活動プログラムに加え、幼児や高齢者、障がいのある方等、全ての人が等しく平等に楽しめる体験活動として、オリンピックやパラリンピックで話題となったスポーツの活動を推進し、健康の維持や増進、運動能力向上を図りました。
- 7 主催事業等の計画・執行に当たっては、常に地域の中にあるネイパル砂川を意識し、まちづくりの事業方針や地域の産業、地域の特色ある企業・団体・住民と連携・協力関係を保ちながら、砂川ならではの特色と魅力のあるプログラムを探り入れ主催事業等を促進しました。また、リビーター等による宿泊利用者の確保、子どもたちの参加・活動意欲を増進する主催事業の開発等に取組、利用者ニーズに沿った体験活動施設を図ることができました。
- 8 ネイパル砂川で体験可能なプログラムの広報及び、閑散期の利用者の増加、地域住民との協働事業の促進を図るためにアクトリーチ事業を推進しました。「ネイパル砂川アクトリーチ事業（職員の講師派遣）に関する事業」
- 9 地域で開催されるイベント等に参加し、ネイパル砂川のプログラム体験コーナーを設け、地域住民へのPRとして、クラフト作り等の実践を通して、ネイパル砂川の普及・利用増進を図りました。

◎目標数値

達成目標及び業績指標		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
延利用者数	指標値	51,212人	51,212人	51,212人	51,212人	51,212人
	目標値	(17,387)人	51,300人	51,300人	51,300人	51,300人

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（1）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
年間部屋稼働率	指標値	60.0%	60%	60%	60%	60%
	目標値	(38.0%)	60%	60%	60%	60%

北海道子どもの国自主企画事業主催・共催事業実績

区分	事業名・連携団体	実施予定期日	対象	参加者	趣旨	備考
1	「子どもの国春まつり」 共催協力 ・砂川市、砂川市教育委員会 ・砂川観光協会 ・社会福祉法人奈井江学園就労センター ・スポーツチャンバラ協会 ・地城住民及び学生ボランティア ・砂川手打ちそば愛好会 ・コパン牧場 ・フリーマーケット岩淵 ・ウヌマファーム ・社会福祉法人くるみ会 ・地城企業	大型連休期間	自由	7,923人	地城住民・団体・企業と連携し、親と子が様々な体験や多くの人たちとふれあい交流の場を提供します。子どもの団と協働により地城の活性化と利用促進を目指します。大型連休により子どもの国での地城住民による模擬店・フリーマーケットなどを開催し循環型社会への貢献及び地城住民の余暇の充実を図ることを目的とし、特に5月5日の「こどもの日」は、特別事業として「キャラクターショー」、この地城ならではの「伝統文化技術」などの実演や「昔の遊びの体験コーナー」等を実施します。	・地城住民ボランティア、企業団体との利用促進協働事業 SDGs1・SDGs3・SDG15・SDGs16・SDGs17
2	「鯉のぼり掲揚事業」 共催 特定非営利活動法人 オアシス	4月下旬～6月上旬	来園者	15,000人	一般家庭から鯉のぼりの提供を受け、こどもの日のシンボルとして、地城住民・企業により、子どもの国と協働で掲揚します。	・地城住民ボランティア、企業団体との協働事業 SDGs3・SDG4・SDGs16
3	「花植え教室」 共催協力 ・NPO法人ガーデンアイランド北海道 ・地城ボランティア ・北海道	春	グループ、家族、個人	12人	講師等招き、地城住民参加体験型のはなづくり教室事業を開催し、魅力ある花いっぱいの子どもの国が道民に対して緑の発信地となることを目指します。	・住民ボランティア参加による公園づくり事業 ・北海道が庭園する事業 ・地城住民団体と協働で植樹を行なう ・花壇の整備を通じて花文化の振興に資する。 SDG4・SDG13・SDG16・SDG17
4	「ジャリン子春体験塾」 (自然観察会) 共催協力 ・空知総合振興局森林室砂川事務所 ・ホロウフィールド ・地城及び学生ボランティア ・砂川市教育委員会	6月上旬	グループ、家族、個人	26人	子どもの国のフィールドを使って、野鳥や植物観察、国内で発生した風倒木を利用したキノコのほだ木づくり、アウトドア料理等を体験し、自然と親しみ自然の大切さを学ぶ機会を提供します。	・子どもの国の特色を生かした自然環境(ECO)事業 ・季節に応じた事業 SDGs3・SDG4・SDG16 SDGs17
5	「はな会議」(春) (プランターへの花の植え方教室等) 共催協力 ・NPO法人ガーデンアイランド北海道 ・地城ボランティア ・北海道	6月上旬	グループ、家族、個人	14人	講師等招き、地城住民参加体験型のはなづくり教室事業を開催し、魅力ある花いっぱいの子どもの国が道民に対して緑の発信地となることを目指します。	・住民ボランティア参加による公園づくり事業 ・北海道が庭園する事業 ・地城住民団体と協働で植樹等を行なう ・花壇の整備を通じて花文化の振興に資する SDG4・SDG13・SDG16・SDG17
6	「はな会議」(夏) (花の整理育て方等) 共催協力 ・NPO法人ガーデンアイランド北海道 ・地城ボランティア ・北海道	7月下旬	グループ、家族、個人	13人	講師等招き、地城住民参加体験型のはなづくり教室事業を開催し、魅力ある花いっぱいの子どもの国が道民に対して緑の発信地となることを目指します。	・住民ボランティア参加による公園づくり事業 ・北海道が庭園する事業 ・地城住民団体と協働で植樹等を行なう ・花壇の整備を通じて花文化の振興に資する SDG4・SDG13・SDG16・SDG17
7	「子どもの国夏まつり」 共催協力 (クマの出没等により中止) ・コパン牧場 ・社会福祉法人くるみ会 ・フリーマーケット ・成田屋・東広ミート	お盆期間	来園者		子どもの国、砂川ハイウェイオアシス観光案、東日本高速道路㈱等と連携し、親と子が様々な体験を行う場を提供すると共に、地城の特産品(地産地消)などを発信する場を設け、子どもの国の有効活用を図ります。	・地城住民等との協働事業 ・季節に応じた事業 SDGs3・SDG16・SDGs16・SDGs17
8	なからそらち大収穫祭	9月中旬	来園者	1,590人	子どもの国、砂川ハイウェイオアシス観光案、東日本高速道路㈱、中空の自治体(5市6町)と連携し、親と子が様々な体験を行う場を提供すると共に、地城の特産品(地産地消)などを発信する場を設け、子どもの国の有効活用を図ります。	・中空知5市6町と連携し、地城特産品の地産地消を目指す。 SDGs3・SDGs11・SDG16・SDGs16・SDGs17
9	「ジャリン子秋体験塾」 (自然観察会) 共催協力 ・空知総合振興局森林室砂川事務所 ・ホロウフィールド ・地城及び学生ボランティア ・砂川市教育委員会 ・滝川キノコの会	9月下旬	グループ、家族、個人	26人	子どもの国のフィールドの中で、新鮮な空気を吸いいっぱい吸い込みウォーキング、焼製づくり等、また、園内に繁殖しているキノコを観察、採取、調理等をつうじて、親と子の絆を深め、多くの人たちとふれあい交流の場を通じ、自然の大切さを学ぶ機会を提供します。	・地城の食材等使用した調理するアウトドアクッキング ・季節に応じた事業 SDGs3・SDG4・SDG16 SDGs17

10	第2回すながわ種プロジェクト	10月1日	家族	32人	樹木等に対して、知識向上と自然とのかかわりを実感し、環境意識を高める。	
11	「子どもの国秋まつり」 共催協力 ・砂川ハイウェイオアシス観光㈱ ・東日本高速道路㈱ ・コパン牧場・宋広ミート ・社会福祉法人くるみ会 ・フリーマーケット・成田屋外	10月上旬	来園者	3,130人	子どもの国、砂川ハイウェイオアシス観光㈱、東日本高速道路㈱等と連携し、親と子が様々な体験を行う場を提供すると共に、地域の特産品（地囲地沿）などを発信する場を設け、子どもの国の有効活用を図ります。	・地域住民等との協働事業 ・イベントの企画誘致事業 ・季節に応じた事業 SDG1・SDG3・SDG15・SDGs17
12	「はな会議」（秋） (花の冬園い整理教室) 共催協力（天候不良のため、中止） ・NPO法人ガーデンアイランド北海道 ・地城ボランティア ・北海道	10月中旬	グループ、 家族、個人		地講師等招き、地域住民参加体験型のはなづくり教室事業を開催し、魅力ある花いっぱいの子どもの国が道民に対して緑の発信地となることを目指します。	・住民ボランティア参加による公園づくり事業 ・北海道が推進する事業 ・地域住民団体と協働で花植等を行う ・花壇の整備を通じて花文化の振興に資する。 SDG4・SDG13・SDG15・SDGs17
13	「歩くスキー貸し出し・歩くスキーの集い」 共催・協力 ・砂川歩くスキークラブ	1月～ 3月	グループ、 家族、個人	2,050人	道民の健康増進を目的に、冬期間敷地内に歩くスキーコースを設け、小学生から大人までの歩くスキーセットを無料で貸し出します。また、歩くスキーの集いを地域住民と開催します。	・青少年健全育成及び高齢者健康増進事業 SDG1・SDG3・SDG16
14	「雪遊び体験事業」	12月～ 3月	グループ、 家族、個人	7,869人	地元企業との協働による、冬期間における利用促進事業	
15	スノーラフティング体験事業	1月～3月	グループ、 家族、個人	1,975人	冬期間における利用促進事業	
16	雪山滑り台	1月～3月	グループ、 家族、個人	4,774人	地元企業との協働による、冬期間における利用促進事業	
17	「子どもの国ウインターフェスティバル」 共催協力 ・砂川歩くスキークラブ ・砂川ハイウェイオアシス観光㈱ ・地城企業団体等	2月上旬	グループ、 家族、個人	990人	子どもの国の利用促進事業として、地域の団体・企業・住民と連携し自然の中をスノーシュートレッキング、歩くスキーによる健康増進、野鳥観察等の実施やスノーラフティング、ソリすべりでの娘と子の遊びの場を提供するなど冬季間の健康増進や子どもの国の有効活用を図ります。	・青少年健全育成及び高齢者健康増進事業 ・季節に応じた事業 SDG1・SDG3・SDG3・ SDG15・SDG16・SDGs17

利用者の増加を図るための広報等について【共通】

利用者の増加を図るため、年間の広報計画等実現可能な取組について

【共通】

子どもの国とネイパル砂川の一体管理のメリットと相乗効果を發揮させるため、一体的な広報活動を次のように展開し、利用拡大を図ります。

- 1 SNS等の利用率が高まり、それによる情報収集の手段としての選択が増加している中、低コストで第三者拡散も期待でき、大きなPR効果が上がる、フェイスブック等で子どもの国とネイパル砂川の季節や事業の旬な情報を随時に発信しました。
- 2 子どもの国とネイパル砂川のホームページには、事業開催情報や各種案内等の両施設の情報を相互に提供し、常に旬な話題を提供しました。また、リーフレット・ポスター等の広報資料を一体的に作成し広報活動の効率化を図りました。
- 3 リーフレット等広報資料は、道の駅、まちの駅、各市町公民館・図書館等の公的な機関に配置依頼しました。また、幼稚園・保育園・小中学校・高等学校・大学等には、ダイレクトメールにより配布しました。
- 4 新聞社、テレビ・ラジオ局、情報誌出版社及び市町村広報には、子どもの国とネイパル砂川の四季折々の話題、イベント計画や報告等を逐次情報として提供しました。
- 5 旅行会社を訪問し、団体の利用誘致やバスツアー等の企画旅行での施設利用を依頼しました。
- 6 管内・管外の校長会・教頭会、各種会議及び講習会・研修会等あらゆる場面での集会等に訪問し、施設の広報をしました。
- 7 管内及び道央地区の未利用の学校に対し直接訪問し、施設の広報と利用の依頼するほか、周辺市町の幼稚園・保育園を訪問し、効果的な冬季利用を広報します。(新型コロナウィルス感染防止のため、中止。)
- 8 イベント開催時には、ポスター・パンフレット等を市内及び近郊市町の公的施設、関係機関等に掲示と配布の依頼をし、また、近郊の幼稚園・保育園・小中学校には、直接訪問は中止としました。
- 9 砂川市のお菓子をモチーフにしたまちづくり事業である「すながわスイートロード」を推進する「すながわスイートロード協議会」と連携して、イベントの共同開催やPR事業等へ協力し、情報発信に努めました。

※ 年間広報計画～14頁

【子どもの国】

- 1 札幌市から約2時間、旭川市から約1時間の距離にある地理的な利便性及び道央自動車道砂川SAと直結されていること、更にはスマートインターチェンジが活用できる等交通アクセスの良さを地元砂川市と一体でPRしました。また、砂川ハイウェイオアシス館の集客力を活かした共同イベントの開催や誘致、更には情報発信を共同で行うなど、子どもの国利用の積極的PRを行いました。
- 2 全国から、又は様々な国や地域から年間80万人以上が短時間の休憩のために訪れる砂川ハイウェイオアシス館の利用者に対して子どもの国をPRすることにより、知名度の向上及び利用促進を図りました。
- 3 過去のアンケート等の結果から、札幌市及び周辺市町からの利用者が全利用者の半数以上を占めているため、同区域の市町を重点区域と位置付け幼稚園、保育所、小学校等を中心に行き交際し利用依頼及びリーフレットの配置を依頼することにより利用促進に繋げます。又、札幌市近郊を除く他の地域に関しても保育所、幼稚園を中心に直接訪問又は利用依頼のダイレクトメールを発送する等、更なる利用者数の向上を目指しました。(新型コロナウィルス感染防止のため、直接訪問は中止しました。)
- 4 近年その視聴数が著しく増加しているインターネットの動画共有サイトやSNSを活用し、PR効果を高め利用促進につなげました。

【支援施設】

- 1 地域の校長会等の教育関係者会議や市町村教育委員会、教育団体等を訪問して施設の広報と利用の依頼をします。また、学校団体等に対しては、管内及び道央地区の未利用の学校を中心に、支援施設の設置目的や、教育効果、利用方法等をPRします。さらに、周辺市町の幼稚園・保育園を訪問し、効果的な利用について広報します。(新型コロナウィルス感染防止のため、訪問は中止としました。)
- 2 主催事業では事業ごとのポスターやチラシ等を作成し、各学校等の教育機関並びに市内及び近郊市町の公的施設に掲示と配布を依頼しました。また、対象者に情報を直接知らせるためチラシを作成し、必要に応じて幼稚園、保育所、学校等に対象者への配布を依頼しました。加えてホームページへの掲載や地域の報道機関を活用して周知を図りました。
- 3 主催事業等の実施後には、各報道機関に実施結果資料を速やかに送付し、報道を依頼しました。
- 4 ホームページでは、アクセシビリティへの対応や、北海道生涯学習情報提供システムの閉鎖によるサーバー移行への対応を迅速に行ってきましたほか、掲載内容を全面的に刷新し、見やすく分かりやすいホームページとなるよう、努めてきました。今後も利用者の視点に立ち、さらに魅力的なホームページとなるよう、工夫します。
- 5 アウトリーチ事業実施の際にはチラシの配布や施設紹介のパネルの掲示等により、施設のPRと利用の促進に努めました。
- 6 いち早く主催事業の案内や情報の提供を行える機能として、会員制の「ネイパル砂川め～る俱楽部」を開設し、参加者の増進に努めました。主催事業実施に作成するチラシに登録用の2次元コードを掲載する等して新規登録者の増進にも努め、利用の促進に努めました。
- 7 施設の見学者には無料で施設を開放し、施設の周知と利用促進を図りました。具体的な取り組みについては社会教育主事に指導を求め、適切に実施しました。
- 8 新たにSNS等を開始する際には、北海道教育委員会統括情報セキュリティ責任者の許可を求め、SNSやホームページ等、インターネットツールを活用する場合には、効果的な発信となるよう、速やかな更新を心掛けるとともに、個人情報等取り扱いには十分に留意し、機密性のある情報は取扱いません。

◎管理の目標 「3達成目標及び業績指標（1）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
利用団体等への訪問、各種広報活動（SNS、ダイレクトメール等は除く）	指標値	20回	20回	20回	20回	20回
	目標値	(51)回	32回	32回	32回	32回

一年間計画（年間広報計画（14頁）より抜粋）

- 校長・教頭会での施設広報 4回
- 対象地域教育委員会等訪問 21回
- 主催事業広報（近隣学校訪問） 8回

計

33回

年間広報計画

1 主催及び受入事業等広報は主に次の箇所への事前案内、PR(ポスター掲示依頼を含む)、及び終了後報道依頼を行う。

事業広報先:道教委、道内各教育局、市町村教委、対象団体先(学校、幼稚園、保育園、子ども会、各種サークル、企業、大学等)、道の駅、
公民館等公共施設、社会教育施設、各報道機関他

2 下記スケジュールにかかわらず、出張時等のパンフレットの携行・配布、特別的行事の報道依頼等の情報発信、及びイベント等訪問 PR は、必要に応じてその都度行う。

区分	イベント等		受入事業、利用促進等	管理の目標 (20回)	
	子どもの国・自主企画事業等	ネイバーハウス・主催事業等			
4月	「子どもの国フェスティバル」 「側のぼり掲揚事業」 「花植え教室」	「子どもの国フェスティバル・遊びいっぱい広場」 「ネイバーハウスパーティシエ」	子国 ネイバーハウス ネイバーハウス	「子どもの国開園」、公園ボランティア募集 利用促進訪問等(近隣教頭会) ・石狩教育局・空知教育局 ・上川教育局・留萌教育局 主催事業広報・学校訪問	
				4回 1回	
5月	「ジャリン子春体験塾」		子国 ネイバーハウス ネイバーハウス	「キャンプ場オープン・貸テント」 主催事業広報・学校訪問 主催事業広報・学校訪問	
	「アスニティ・タウンつながれ・ラソン」中止 「はな会議」(春)	【ネイバーハウスふらっとキャンプ】 【ファミリーキャンプ inSunagawa】		1回 1回	
6月	「北海道みんなの日」施設開放事業		子国 ネイバーハウス ネイバーハウス ネイバーハウス	利用促進訪問(関係団体) 主催事業広報・学校訪問 施設利用促進・夏季利用案内(大学、少年団等) 宿泊研修等にかかる利用促進案内(教育関係団体等)	
	「はな会議」(夏)	「遊友隊が行く!」		1回	
7月	「子どもの国夏まつり」 「キャンプ用具貸出し事業」中止 「ホタル鑑賞会」中止 「ザリガニ調査会」中止	「ネイバーハウスチャレンジ」	ネイバーハウス ネイバーハウス	主催事業広報・学校訪問 施設利用促進・夏季利用案内(一般)	
				1回	
8月	「ジャリン子秋体験塾」		ネイバーハウス		
	「子どもの国秋まつり」 「さわやか秋風!味覚発見隊!」 「なかそらち大収穫祭」				
9月	「砂川キッズ SDGs ラボ・種プロジェクト」		ネイバーハウス ネイバーハウス	施設利用促進訪問(教育委員会) ・砂川市・流川市・歌志内市・赤平市 ・芦別市・奈井江町・新十津川町・浦臼町 ・上砂川町・雨竜町 宿泊研修等にかかる利用促進案内(教育関係団体等)	
	「はな会議」(秋)			10回	
10月	「親子 do 体験! わくわくネイバーハウス」 「屋内ゲートボール大会」		子国 ネイバーハウス ネイバーハウス	冬季利用促進訪問(関係団体) 施設利用促進訪問(教育委員会) ・美唄市・岩見沢市・三笠市・夕張市 ・栗山町・由仁町・南幌町・長沼町・月形町 ・深川市 主催事業広報・学校訪問	
				10回 1回	
11月			子国 ネイバーハウス	「屋内遊具ひろば」 冬季利用促進案内(幼稚園、保育園等)	
12月	「歩くスキー貸し出し・歩くスキーの無い」 「雪山滑り台」 雪遊び体験事業 スノーフェンシング体験		ネイバーハウス ネイバーハウス 子国	主催事業広報・学校訪問 主催事業広報・学校訪問 「雪山すべり台」・「子どもの国スノーラフティング体験」	
				1回 1回	
1月	「子どもの国ウィンターフェスティバル」	「子どもの国ウィンターフェスティバル・雪遊び広場」			
2月					
3月			ネイバーハウス ネイバーハウス	ボランティア募集依頼(大学等教育関係機関) 次年度予約案内(各関係機関、過去利用団体)	
				訪問等広報計(支援施設分のみ)	
				32回	

利用者サービスの向上について【共通】

利用者サービスや利用者満足度の向上についての実現可能な取り組について
(例 利用者への対応、備品の整備等)

【共通】

利用者が気持ち良く快適な環境で施設を利用できるよう、環境美化のための清掃員を配置し、常に巡回清掃を実施します。また、常時施設点検を行い、故障や不具合箇所の早期発見と整備を施し、施設設備等を万全の状態に維持するとともに利用者ニーズに沿った物品や備品を整備し、利用者が利用効果を最大限に上げることができます。利用環境の構築と利用者の満足度向上を図ります。

また、指定管理者として当協会は、快適な利用環境保持のため、現指定管理期間において長年維持管理をしてきた経験と知識に基づき、可能な限りの施設修繕を実施してきました。今後も、当該指定管理期間を超えた長期的展望での施設維持管理の観点により施設・設備の修繕に対応します。なお、当協会は利益追求の営利団体では無いため、剩余金見込みが発生した場合は、将来的な施設維持と快適な利用環境の整備を念頭に修繕・整備を実施します。

- 1 利用者からの意見や要望は、アンケート、利用者の声箱、ホームページ等により日常的に利用者ニーズを把握し、対応や業務の改善に努めてきました。また、ニーズ把握と情報の共有化や問題点の分析等の拡充、迅速な対応の強化、公平性・透明性の一層の向上に努め、更なる管理業務の改善に取り組みました。
- 2 意見・投書箱を子どもの国とネイパル砂川に設置し、利用者ニーズを把握するとともに、適宜返答や取組状況を掲示する等して情報を公開しました。
- 3 利用者についての案内、各種受付等窓口対応、電話対応については、「笑顔で挨拶」を心がけ常にわかりやすく丁寧に対応し、利用者が満足でき質の高い対応を行いました。
- 4 職員には業務時着用の制服を着用させ、利用者からの視認性を高めるとともに、公共施設に従事する職員としての責任感と自覚を持たせました。
- 5 苦情等の未然防止のため、施設等の利用方法や注意事項を掲示及びホームページで周知を図るほか、職員は利用に係わる関係法令等及び施設利用の効果を最大限に發揮できるよう、知識・指導方法等を蓄積し、事前利用打合時に注意事項及び必要な情報を平易に提供し、利用者からの信頼を得るよう努めます。
- 6 要望・苦情があった場合には、「要望・苦情対応マニュアル」により、要望等への対応処理方法を明確にするとともに、職員間の情報を共有化し、同じ内容の要望・苦情については統一した対応することで、正確性・平等性を確保し、北海道・北海道教育委員会への報告が必要な場合は速やかに行い、指示等については適切に対応します。(要望・苦情については0件でした。)
- 7 北海道・北海道教育委員会が実施する利用者満足度調査に積極的に協力し、当協会が改善可能な満足度の低い事項、不満足な意見等については、真摯に受け止め、改善策を検討しました。
- 8 利用者の満足度とニーズを把握するために、独自の「利用者満足度調査」を実施し、調査結果をホームページ上で公開し、低い事項で改善を要すると認められた項目は、利用者の満足度向上のために、迅速に改善策を講じて業務の改善を図り実施時期及び方法等を北海道または北海道教育委員会へ事前通知するとともに実施結果を報告します。(低い事項で改善を要する件数は、0件でした。)

【子どもの国】

- 1 年齢や性別を問わず、既存の施設や遊具を利用した「遊び」の環境を提供するのみならず、自然や地形を活用した取り組みを行うなど、多くの方々に一年を通じて利用していただき、指定管理業務の向上につながりました。
- 2 樹木や芝生の適切な管理、トイレや休憩所などの清掃を適宜実施し、快適で清潔な利用環境の維持を維持しました。
- 3 遊具や園路などの点検や管理を適切に行い、安心して利用できる環境の維持に努めました。
- 4 園内の定期的な巡回を行い、必要個所に防犯カメラを設置し、安全な環境の維持に努めました。
- 5 外国から来られる方々への対応として、外国語表記の施設利用案内を作成したり、携帯型翻訳機を追加配備したりするなど、国籍を問わず安心して利用できる環境の整備と子どもの国内の再整備等がある場合に外国語の表記も検討していただくよう要請します。(外国語表記看板再整備工事 R4 実施済み)
- 6 貸出用の車いすやベビーカーを適所に配置し、手助けや援助が必要な方々への配慮を行いました。
- 7 消毒液の設置や屋内の換気を適宜行うなど感染症に対する不安の払拭に努めました。
- 8 利用者に対して快適な通信環境を提供するため、誰でも利用が可能となる公衆無線 LAN の導入を目指します。(R4 未設置)
- 9 公園施設の利用状況や四季折々の風景、自主企画事業の案内や中止等ホームページをはじめとしたインターネットを活用した情報発信の充実に努めました。
- 10 施設利用料金に対するキャッシュレス決済導入に向け、サービス提供会社や通信会社等と協議を行い、早期の導入を目指します。(R4 キャッシュレス決済未導入)
- 11 自主企画事業の充実を図り、利用者サービスの向上を図りました。(R4 自主企画事業、中止事業あり)
- 12 利用者満足度調査を実施し、利用者ニーズの把握に努め、施設の管理や事業の充実を図る指針としました。

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（4）利用者満足度の向上」

達成目標及び業績指標		R 4 (実績)	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者満足度の向上 〔指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。〕	目標値	70.0 %	—	70%	—	70%
	目標値	(88.1) %	—	75%	—	75%

【支援施設】

- 1 利用者の研修活動等に関する業務

(1) 受入事業

- ア ネイパル砂川の利用について、リーフレットや手引き、プログラムガイド等を作成しホームページに掲載し、誰でも利用できる施設であることの周知に努めました。また、電話等による問い合わせ時には、その利用目的が「支援施設利用規則」等に反したものとならないよう、充分に説明しました。
- イ 利用の申込受付に際しては、「支援施設利用規則」及び当協会「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、公正かつ適正に行いました。

ウ 利用に関する事前の打合せについては、利用方法や生活のきまりを充分に理解していただくため丁寧に説明するほか、利用者の希望を充分に把握し最適なプログラムや施設利用を紹介する等、指導・助言を行いました。

エ 宿泊室及び研修室等の活動場所は、事前打合せ等を通して希望を把握し、対象別及び利用目的等に応じて、適切に割り振りました。

オ つどいや野外炊飯等のプログラムの実施において指導依頼があった場合は、社会教育主事と連携し、柔軟に対応しました。

カ 外部講師等への依頼をする場合は、必要な調整・手続きを行い、円滑なプログラムの実施に努めました。

キ 利用の承認に当たっては、不当な差別的取り扱いとならないよう支援施設条例に基づき利用承認をし、特に、判断の難しい場合は社会教育主事と協議し適正に行いました。

ク 利用の際には、オリエンテーションを実施し、食事、入浴、就寝等の日課や生活のきまり、施設・設備及び教材・教具の使用方法等を指導する等して、宿泊研修が規律正しく有意義なものとなるよう努めました。加えて緊急時の避難経路を紹介するほか、必要に応じて気象情報や施設内外の危険箇所等の情報を提供する等、安全管理に留意しました。

ケ 利用団体には、利用の都度アンケートを実施して利用者のニーズを分析し、施設やプログラムの改善及び利用者の満足度の向上を図りました。

コ 利用に当たっては、利用者の目的等に応じて「生活のきまり」等を弾力的に運用しました。

また、子どもの国との一体管理によるメリットを遺憾なく発揮し、子どもの国を活用した多様な活動により最大限の教育効果が得られるよう、社会教育主事と協働して全力で利用者をサポートしました。

サ キャッシュレス決済導入可否を関係機関と協議・検討し、実現を目指します。(R4 未実施)

(2) 活動プログラムの開発及び提供

ア 自然体験活動や集団宿泊活動等、日常とは異なる生活環境の中で家庭教育や青少年の健全育成にとって望ましい体験が行えるよう、社会教育主事と協働して以下の項目を踏まえて開発又は現保有プログラムのブラッシュアップを行い、提供しました。

① 多様な体験を通して自然や伝統、文化への理解を深め、自分とのつながりや、人間同士のつながりが実感できること。

② 利用団体の目的達成をより効率的かつ効果的に行えること。

③ 長期的な自然体験活動を見据え、そのニーズにも対応可能のこと。

④ 自然の中で自ら考え、行動する力を養うこと。

⑤ 達成感を得られること。

⑥ 失敗してもあきらめず挑めること。

⑦ 野外炊飯等、食事プログラムは食育基本法の基本理念にかなっていること。

⑧ 活動のエリアや用具の使用が安心かつ安全であること。

⑨ 子どもの国のみならず、近隣の自然や施設を活用したもの。

⑩ 自然の中での体験活動を通して体力や運動能力の向上が期待できること。

イ 各職員が高水準且つ同水準で利用指導及び相談が可能となるよう「利用団体指導マニュアル」を整備し、利用者に均質的なサービスを提供しました。

(3) 利用者の生活に関する業務

ア ネイパル砂川の標準生活時間帯は、青少年の健全育成と生活リズムの向上を考慮し、次のとおりとします。ただし、利用者からの申し出があった場合には他の利用者の迷惑にならないことと、教育機関としての節度を保てるることを前提に柔軟に対応しました。

6:30	7:30	8:30	9:00	12:00	13:00	16:50	17:15	18:30	19:00	21:30	22:00
起 床 整 理 整 頓	朝 の つ とい	朝 食	部 屋 点 検	活 動	晩 食	活 動	夕 べ の つ とい	夕 食	活 動 自由 時間	就 寝 准 備	消 灯 ・ 就 寝

イ 利用者が使用する寝具は次のとおりとしました。

① 宿泊利用者には、次の寝具を無料で貸し出します。

1人に付き枕1個、毛布2枚、布団1枚、ベットパットまたはウレタンマットレス1枚、枕カバー1枚、シーツ2枚

② ベットメイキングは、教育活動の一環として、利用者に行っていただきました。

- ③ シーツと枕カバーは使用の都度、洗濯しました。
- ④ 宿泊する利用者のシーツ・枕カバーの交換は、2泊3日を目安に利用者の希望に応えました。
- ウ 利用者が正しく施設を利用できるよう、入所時にオリエンテーションを行い、施設の使い方、生活上の約束、ベットメイク、清掃、緊急時の対応などを周知するとともに、「利用の手引き」に「ネイパル砂川での生活について」を定め、適切な施設の使い方の周知に努めました。
- (4) 主催事業参加者及び受入利用団体にはアンケート調査を実施して満足度やニーズを調査・分析し、以後の事業企画や活動プログラムのブラッシュアップへの参考とし、利用拡大や満足度の向上を図りました。
- (5) 利用者への指導、各種調整及びアンケート調査は社会教育主事と連携・協力して適切に対応し、利用者の利用効率と満足度の向上に努めました。

2 研修活動環境等に関する業務

- ア 指定管理業務の遂行に必要な教育用物品等は、社会教育主事と相談の上、可能な限り早急に整備するとともに、教育委員会より決められた様式により、適正に報告しました。
- イ 利用者が活動に使用する物品等は、利用者が快適に使用できるよう常に良好な状態を維持するとともに、使用が困難となった物品は速やかに更新する等、サービスの維持・向上に努めました。
- ウ 経年劣化等により不要となった備品が発生した場合には、所定の報告と廃棄を社会教育主事と相談の上、適切に行いました。
- エ プログラムの開発にあたり新規に物品等を要する場合には、内容を精査し速やかに整備するよう、努めました。

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（2）」

達成目標及び業績指標		R4（実績）	R5	R6	R7	R8
施設の清潔さ、快適さ、利用しやすさ	指標値	90.0%	90%	90%	90%	90%
	目標値	(90.9)%	90%	90%	90%	90%

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（4）利用者満足度の向上」

達成目標及び業績指標		R 4（実績）	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者満足度調査	指標値	90.0%	90%	90%	90%	90%
	目標値	(94.9)%	90%	90%	90%	90%

施設の効果的活用について【共通】

施設の機能を生かして、どのように公的な都市公園及び青少年教育施設の使命を果たすための実現可能な取組について

【共通】

当協会は、子どもの国とネイパル砂川の設置以来、一体的な管理により、施設の設置目的と使命を達成してきました。この永年培ってきた経験とノウハウを存分に活用します。

子どもの国の使命である

◎より多くの道民に、ゆとりとうるおいのある環境を提供し、公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案することにより、多様な広域レクリエーション需要の充足を図る。

ネイパル砂川の使命である

◎青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全育成を図るとともに道民の生涯学習活動を促進する。

の両施設の使命達成のために、「2の業務の基本方針について」に記述した事項を大前提に事業や施設運営を開します。

【子どもの国】

1 札幌市と旭川市とのほぼ中間に位置し、北海道の大動脈である国道12号線にも近く、道央自動車道と直結し、さらにはスマートインターチェンジを備えるなどの立地やアクセスの良さ、道内の主要土産物や地元産の新鮮農産品などが購入できる砂川ハイウェイオアシス館、砂川市所有で天候に左右されることなく利用が可能な広いホールがある砂川市ふるさと活性化プラザ、そして子どもの国の最大の特徴である様々な遊具があるうえキャンプ場も擁するなど施設や設備も充実しており、一時休憩の通過から目的地として長時間の滞在も可能など、利用形態は様々であるがゆえに多種多様な目的をもって非常に多くの方が来園することから、その来園者をターゲットに、地元の観光協会や近隣市町や広域事務組合などと連携し観光情報などの発信拠点となるよう積極的に取り組むとともに、団体などが自ら情報発信の場として活用いただけるよう、イベントなどの誘致や様々な活用法についての相談に応じました。

2 道内各地はもとより全国からもこの施設を活用いただけるようPRに努めるとともに、道条例で規定されている各種許可申請がスムーズに行えるよう助言や協力を行いました。

3 子どもの国が、遊具での遊びや散歩、自然や野鳥観察など家族やグループなどで休日や余暇を過ごす場としての活用のみならず、様々な要望に応えられる施設や設備が備わっている利点を生かし、公の広域公園としての使命を最大限に發揮できるよう情報発信と協力に努めました。

【支援施設】

ネイパル砂川の特色である子どもの国との一体的な管理のメリットを最大限活用した多様な自然体験活動や集団宿泊生活等、日常とは異なる生活環境の中で家庭教育や青少年の健全育成にとって望ましい体験が行えるよう、社会教育主事と連携・協力し、効果的な施設運営を目指します。

1 「すべての子どもたちのために」を基本理念とし、子どもたちの「生きる力」を育むための基本的生活習慣の確立や環境教育の推進に関する事業や近年の北海道の子ども達が直面する教育課題に対応する事業を計画しました。加えて、豊かな心や健やかな体の育成を目指し、他者、社会、自然・環境とかかわる中で得た経験が、生きる自分への自信となるよう、体験活動の充実を図りました。

2 学校等の受入事業では、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、小、中、高校等その発達の段階に応じ、集団宿泊活動や自然体験活動、コミュニケーションスキルの向上を推進しました。

3 教育施設としての機能を發揮し、利用者が正しい生活を送れるよう、利用の方法や生活等についての「利用の手引き」を作成して周知に努めました。

4 子どもの国の広大なエリアの雄大な自然を感じる体験活動が、子どもの国との一体管理により実施できる

体制となっています。特に闇夜を体験するナイトハイクやホタル観賞等、公園内をエリアとした夜のプログラムは周辺に街灯のある街中では不可能な体験であり、施設が子どもの国の中にあるからこそ可能な体験活動と考えます。日中の自然体験で感じた草や木、野外炊飯等で感じた火や水、空腹感などの感覚とともに、夜間体験の暗闇による恐怖心やホタルの明滅する光を見た時の感動、暗闇から現れる施設の明かりが見えた時の安心感など、五感を直接体験する「原体験」を行う場として、子どもの国とネイパル砂川は一体管理による効率的かつ効果的な活動を推進しました。

これらを発展・応用した活動プログラムや宿泊プランの開発を社会教育主事と協働で取り組み、子どもたちの「生きる力」の育成と、より高い教育効果が得られる施設運営を目指しました。

5 子どもの国の中でネイパル砂川が実施した主催事業等で開発し保有しているプログラムを、地域の市町村等に普及させることも施設の使命であると捉え、次の取り組みを行いました。

- (1) 地域の市町教育員会、各種団体等へプログラムの情報提供を行いました。
- (2) 地域の市町教育委員会との事業連携・協力実施する中でプログラムの実践と普及を図りました。
- (3) 学校教育における教科指導や生涯学習・社会教育団体等の行事等に職員を派遣する「アウトリーチ事業」により、プログラムの実践と普及を図りました。
- (4) 地域で開催されるイベント等において、ネイパル砂川のプログラム体験コーナーを設け、地域住民への実践と普及を図りました。

環境への配慮について【共通】

公立施設の指定管理者として、ゼロカーボンに向けた取組をはじめとして、環境へ配慮した施設運営に関する基本的な考え方と、実現可能な具体的な取組について

【共通】

地球規模の環境問題に対し、温室効果ガス排出量削減を推進するため、次の取組をします。

- 1 温室効果ガス排出量が最も多い二酸化炭素の削減に取り組むため、電力供給会社が提供するカーボンニュートラルに対応した電力プランを導入し、電力排出係数や再生可能エネルギーの導入率等を考慮した電力を調達します。(R4 電力供給会社と検討中です。)
- 2 「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき次の省資源に向けた取組を行うとともに、「環境管理計画」(23 頁)を策定し、環境保全活動を推進しました。また、製品やサービスの購入をする時に、必要かどうかを考えて、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境の事を考え、環境への負荷をできるだけ小さいものを優先して購入する、グリーン購入を推進し、環境負荷を低減し、廃棄物の発生を抑えることや環境意識を高め、持続可能な社会の構築の実現を目指しました。

(1) 紙使用量の削減

- ① 両面コピーの徹底 ② 資料の簡素化・共有化 ③ 電子メールの利用によるペーパーレス化 ④ ミスコピーの防止 ⑤ 紙の裏面活用、使用済みファイルや封筒などの再使用

(2) 節水

- ① トイレ、給湯用水等水使用量の削減 ② 業務用車両等の洗車方法の改善 ③ 節水型機器の導入

(3) プラスチック製品の使用の削減

- ① コンビニエンスストア等でのレジ袋の受け取り辞退、マイバックの持参
- ② 会議等でのペットボトルやプラスチックカップ・ストロー等、ワンウェイのプラスチック製品の使用的自粛
- ③ 職場や日常における、ペットボトルを使用せず、マイボトルを持参する等、不必要的ワンウェイプラスチック製品の使用の自粛

【子どもの国】

- 1 今まで実施してきた、「環境管理計画」に基づき省エネルギーへの取り組みは当然のことながら、紙をはじめとした資源の再利用を進め、近年世界的に取り組みが進んでいる使い捨てプラスチックの利用削減と回収、ごみの分別を行いリサイクルに努めるなど環境負荷の軽減に努めました。
- 2 持続可能な開発目標であるいわゆる「SDGs」への取り組みについて職員個々の知識と理解を深めるとともに、他の団体と協働で事業を開催するなど、自然環境の保護や負荷の軽減に積極的に取り組みました。

【支援施設】

「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の達成を目指すことに留意し、次の取り組みを行いました。

- 1 「ゼロカーボン北海道」のロゴマークを取得して施設内や事業チラシ等に掲載し、ゼロカーボン北海道の普及啓発に努めました。
- 2 利用者の安全とサービスが低下しないよう留意し、電力等の消費量を抑制する等、省エネに努めました。
(1) 日中の施設内における体育館・ロビー・玄関等の照明は不要のものは随時消灯する等、節電を徹底しました。

- (2) 照明器具を更新する際にはLED化を推進するほか、常時点灯の必要がない箇所には人感センサー付の照明器具とする等、省エネの推進が可能となる器具の選定に努めました。
 - (3) 衛生管理に努めつつ厨房、洗面所、トイレ、浴室等の節水を行いました。
 - (4) 室温や浴室の湯の温度管理をこまめに行い、さらにウォームビズを積極的に取り入れる等し、燃料の節約に努めました。
 - (5) 施設の利用方法や手続き及び事業案内等において、インターネットやEメールの活用を通して、紙資源の節約に積極的に取り組みました。
- 3 施設内に節電・節水及びエコロジー推進についてのポスター等を掲示する等して、リサイクルや環境への取り組みを啓発・推進しました。
- 4 ゴミの減量化と環境問題を考えるきっかけとなるよう、利用者が持ち込んだゴミは持ち帰りを基本とするほか、活動プログラムを実施中に発生したゴミは分別に留意し適切に処分するよう呼びかける等し、環境に配慮する意欲を育みました。また、施設内で発生したゴミは、分別をしっかりと行い、適切に処分しました。
- 5 野外体験等の事業の実施に当たっては周辺環境にも気を配り、活動プログラムの実施等により過分に廃棄物を出したり、むやみに自然を傷つけたりしないよう心がけました。
- 6 ウッドクラフト等、木材を使用する活動プログラムにおいては間伐材等の使用を心掛ける等、森林資源の保護と活用に留意しました。また、活動プログラム実施時には森林整備の重要性や、木製品の温かみや安らぎなど、心理面での効果などを説明する等して、森林資源保護及び活用を呼びかけました。
- 7 受け入れ及び主催事業の実施においては、プラスチック製品の削減に留意し、環境に配慮した物品の使用や呼びかけを行い、環境保護の啓発に努めました。
- 8 冷蔵庫等のフロンガス使用機器は漏れがないかを常に確認し、異常が見られた場合は直ちに修理を行います。また、機器が不要になった場合には専門業者により適正に処分します。(R4 処分対象機器はありません。)
- 9 施設内の物品及び設備を更新する際には商品に環境配慮マークが付いていたり、CO₂の削減が明示されていたりする等、地球温暖化への対策に取り組む企業を選定するよう努めました。

一般財団法人北海道子どもの国協会

環 境 管 理 計 画

内 容	環 境 目 的	環 境 目 標
電気の使用	電気消費の削減	過去 3 ケ年平均電力総使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
水道水の使用	水道水消費の削減	過去 3 ケ年平均上水道使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
エネルギーの使用	暖房用燃料の削減	過去 3 ケ年平均A重油使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
車両燃料の使用 排気ガスの発生	CO ₂ の削減	過去 3 ケ年平均車両用燃料総量を基準とし、毎年 1%削減する。
リサイクル	一般廃棄物の削減	過去 3 ケ年平均一般廃棄物の総量を基準とし、分別等のリサイクル推進を徹底し、毎年 1%削減する。
紙の使用	紙使用量の削減	コピー用紙使用量を毎年 2%削減する。
有害物質使用の配慮	環境に配慮したインクの使用	環境に配慮したインクを印刷物に使用する。
電気エネルギーの使用環境への配慮	電気等エネルギー又は、環境に配慮した商品購入・リースの推進	電気製品、OA機器の購入・リースは、省エネルギー等環境への配慮がされた商品を指定する。
主催事業等における環境思想の普及啓発	森林環境への意識付け	森林保全活動を通して環境に対する興味・関心を高める。 SDGsへの意識を高める
	自然環境への意識付け	石山登山、自然観察、ホタル観察、釣り体験 SDGsへの意識を高める

適切な施設の維持管理について【共通】

施設設備の適正な維持管理を行うための業務の内容（保守点検を含む）及び実施時期、管理水準等について

【共通】

施設設備の適切な維持管理は、当協会が子どもの国とネイパル砂川の設置以来、管理運営に当たって蓄積した経験とノウハウを存分に發揮し、子どもの国とネイパル砂川の設置目的と両施設一体管理による相乗効果をこれまで以上に高め、利用環境の更なる向上と施設設備の維持管理に万全を期します。

施設設備の維持管理に当たっては、関係法令、条例等を遵守し、法定点検等を「施設・設備等保守点検計画表」(27頁)により実施するとともに法令等の冊子を子どもの国管理事務所及びネイパル砂川に常備します。また、子どもの国とネイパル砂川から排出される廃棄物で、廃棄物処理法により規制対象となる廃棄物については、北海道の許可業者と委託基準を守って委託契約を締結し、適正に処理します。

【子どもの国】

1 施設・設備の保全

- (1) 利用者の安全保持及び施設設備の維持のため、定期点検・整備を専門業者に委託するとともに、子どもの国職員による点検については、「施設設備点検要領」により点検し、その結果を報告書並びに整備記録に管理保管しました。
- (2) 子どもの国管理棟の夜間警備等は、次のとおり機械警備としました。

項目	回数及び実施月
機械設備（管理事務所警備）	4月～3月常時

(3) 遊具の管理

子どもの国に設置されている遊具（大型遊戯施設及びヤッポーの森）の管理については、常時職員が巡回し、遊具の安全利用と事故防止について指導するとともに「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第2版）（平成26年6月年国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（JPFA-SP-S:2014）（平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会）を参考に日常点検、定期点検（精密点検）、緊急時点検を当協会「遊戯施設管理要領」により実施することとし、施設・遊具等に異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、速やかに修理を行い必要に応じて専門業者に点検と修理を依頼しました。

① 大型遊戯施設の遊具点検（有料施設）

- ア 日常点検～午前と午後にそれぞれ1回、職員が巡回し点検を実施します。
イ 定期点検（精密点検）～専門業者が定期的にピラミッド及びピラミッドファミリーを年4回（4月、5月、7月の各月1回及び8月～9月に1回）、その他の遊具については、年2回（4月、7月）に点検を実施しました。
ウ 緊急時点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施しました。（RM 1回実施）
エ ピラミッド内では、新型コロナウィルス感染症防止の基本的な感染防止行動（三密回避、マスク着用、手指消毒）を実践し、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。

② ヤッポーの森の遊具点検（無料施設）

- ア 日常点検～午前と午後にそれぞれ1回、職員が巡回し点検を実施しました。
イ 定期点検（精密点検）～専門業者が定期的に年2回（4月、7月）に点検を実施しました。
ウ 緊急点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施しました。

(4) キャンプ場の管理

① キャンプ場の開設期間を次のとおりとしました。

宿泊 6月25日～9月4日、日帰り炊事等 6月25日～9月25日

- ② 新型コロナウイルス感染症防止のため、テントサイト 57ヶ所（現有）を 33ヶ所に削減しました。また、感染拡大防止に向け、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。
- ③ キャンプ用品（テント、毛布）を有料で貸し出します。（RM 川島の貸出しは、中止としました。）
- ④ 開設期間中は、午前 9時から午後 5時までは職員を常駐させ、その他の時間はネイパル砂川常駐の警備員が巡回し、利用者の安全、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めました。
- (5) 展望台と石山遊歩道（登山歩道）の管理
- ① 展望台、トイレ等は適時職員を巡回させ、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めました。
- ② 石山遊歩道（登山歩道）の枯損・風倒木等の除去と草刈を実施し、利用者の安全通行の確保に努めました。
- (6) 水遊び施設等の管理
- ① 水遊び施設及び観賞池等用水の清潔性の保持を図りました。特に、水遊び施設については、清掃の励行及びガラス・クギ・金属片等危険物の除去に努めました。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知しました。
- (7) 冬期間の屋外施設・設備の管理
- 子どもの国冬期間の樹木冬囲い、建築物、遊具等の雪下ろし、給水施設の凍結防止措置を行なうなど、定期的に巡回を行いました。

【支援施設】

1 施設環境整備

- (1) 施設に備え付けることが必要とされた教育用物品は社会教育主事と相談の上、可能な限り早急に整備するとともに、利用者が使用する施設、設備及び物品等は、良好な状態を維持して常に利活用できるよう、施設の区分や設備、物品等に応じて担当責任者を定め、巡回、安全確認と点検、整理等を隨時行なうとともに、屋外の活動エリア・コースは、子どもの国と一体で取り組み、危険箇所や不具合箇所の発見、除去及び改善に努めました。また、備品等を購入、廃棄又は異動する必要が生じた場合は、必要に応じて速やかに所定の報告をしました。
- (2) 破損箇所等を発見した場合は、事故の防止に努め、利用者の活動に支障を来たさないよう、次のように対処し、経過を記録・保存しました。
- ① 軽微なものは速やかに修繕しました。
- ② 規模の大きいものは、利用者の安全確保を最優先の上、北海道教育委員会と連絡・協議して適切に応急措置あるいは修繕をしました。
- (3) 施設の清掃は、次の清掃作業計画により適切に実施し、施設内外は隨時巡回し汚損箇所を発見した場合は、清掃員及び職員が作業計画によらず直ちに清掃する等、全職員で清潔な環境の保持に取り組みました。また、一般的な事業所で働くことが困難な障がい者の職業訓練を支援するため、地域の就労継続支援施設と契約し、清掃員として活躍する場を提供しました。

清掃作業計画

箇 所	作 業 内 容	清掃区分	標準回数
ポーチ・玄関、二階テラス・	土間コンクリート掃き、靴拭きマット・泥ゴミ掃き、落ち葉除去、ルーフドレン清掃、電気器具清掃、自動ドア作動確認・清掃	日 常	1/日
管理諸室	床掃除、机上清掃、屑籠処理、電話機等・電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日 常	1/日
食堂、廊下、階段、研修棟、各宿泊室、リネン室、談話室	床掃除、机上清掃、灰皿処理、屑籠処理、鏡拭き、電気器具清掃	日 常	1/日
Pタイル部分	ワックスかけ	定 期	2/年

浴室	更衣室清掃、床タイルブラシ洗浄、クレンザー磨き洗浄、桶、マット・竹マット清掃、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日 常	1/日
便所	床掃除、便器、手洗器水洗い、汚物の処理、トイレットペーパー・石鹼水の補充、水量調整、床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日 常 定 期	1/日 1/2月
洗面所	床清掃、流し清掃、用具の清掃・整頓 床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日 常 定 期	1/日 1/2月
体育館	床・器具室の清掃、電気器具清掃	日 常	1/日
ガラス拭き、すす払い	全庁舎、体育館、廊下の窓ガラス拭き、すす払い、網戸清掃	定 期	1/6月
庁舎内、周辺の清掃	庁舎周辺のゴミ、落ち葉処理、ハエ、蚊、蜂、蛇等の駆除	日 常	1/日
厨房	調理台、調理機器等の洗浄、床水洗い清掃 電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃(食事提供業務委託業者)	日 常	1/日
空調設備	各吸排気口点検清掃	日 常 定 期	1/日 1/年

(4) 冬期間においては、園路、利用者駐車場、施設入り口周辺及び非常口周辺とその通路等、必要な箇所を利用者の安全に留意して除雪を行いました。また、積雪による落雪や崩壊による事故が起こらぬよう、状況に応じて雪下ろし等を行なうほか、凍結による事故や破損を未然に防止するため場所と状況に応じて加熱、滑り止め散布、注意喚起の掲示や立ち入り制限等必要な措置を講じました。

2 活動環境整備

- (1) 利用者に安全かつ安心して宿泊していただくため、旅館業法施行条例等に基づき常に施設内を清潔に保つよう努めました。
- (2) 浴槽の湯については、レジオネラ症発生予防のため定期的な水質検査等、常に衛生管理に気を配り、清潔な循環ろ過機器の維持、遊離残留塩素濃度の確保、湯の張替え等、必要な措置を講じました。なお、清掃、湯の張替え及びろ過機の逆洗は浴室の使用の都度行いました。
- (3) 利用者が使用する寝具は次のとおりとします。
 - ア シーツ等を保管するリネン室は常に清掃し、清潔に保ちました。
 - イ 宿泊者が使用したシーツと枕カバーは、その都度洗濯しました。
 - ウ 寝具類については清潔に留意し、布団、枕、毛布、ベッドパッドは年1回洗濯をし、特に汚れた場合にはその都度洗濯し、清潔を保ちました。
- (4) 水道設備の維持及び水質検査等は、子どもの国との一体管理により法令を遵守して行いました(月1回)。
- (5) ゴミの搬出や廃棄物処理は法令等に従い、適正に処理しました。
- (6) 各設備等の点検は法令を遵守して行いました。また、北海道教育委員会からの指示がある場合にも同様に行いました。※「施設・設備等保守点検計画表」～27頁

施設・設備等保守点検計画表

【子どもの国】

項目	回数及び実施月
※ 給水施設保守管理	年 19回(4月～10月各2回、11月～3月各1回)
※ 電気設備保守点検	月 1回
ピラミッド遊具保守点検	年 4回
カタコンベ遊具保守点検	年 2回
森の迷宮遊具保守点検	年 2回
※ 専用水道水質検査	法令・規則の定めによる
遊水路(水遊び)施設保守点検	年 2回
身障者用エレベーター保守点検	年 4回
※ 消防設備保守点検	年 2回
地下タンク保守点検	年 1回 (地元消防組合に休止届提出済み。)
ボイラー保守点検	年 1回 (ボイラー撤去済み。)
噴水用配管及び機器取付・撤去作業	年 2回 (機器取付1回、撤去1回) 使用停止中
機械設備(管理棟警備用)	月 1回
池ひし除去事業	年 1回
※ 特殊建築物等定期調査	3年に1回

【ネイパル砂川】

設備区分	項目
空調設備	空調設備、清掃等(定期点検、日常点検)
電気設備	※電気設備、電話設備、清掃等(法定点検、定期点検、日常点検)
衛生設備	※給排水設備(法定点検、日常点検)
環境設備	※空気環境測定、※飲料水水質測定、※簡易専用水道点検、※残留塩素測定等(法定点検、日常点検)
消防設備	※消防設備点検(法定点検、法定総合点検、定期点検、日常点検)
その他の	自動ドア、※防火シャッター、※防火ドア等(法定点検、定期点検、日常点検)

※は法定によるもの

危機管理体制について(緊急時の対応) 【共通】

公立施設の指定管理者として、危機管理体制についての考え方と取組みについて
(新型コロナウイルス感染防止対策を含む。)

【共通】

事故、災害、感染症や食中毒、熊目撃時等不測の事態による緊急時の利用者の安全確保と適切かつ万全な対応のため責任者を配置するほか、報道担当等の役割分担を定め、加えて緊急時の対応及び連絡体制を明確にするためマニュアル等を作成し、全職員が常に危機管理意識を持つことを基本に日常業務を遂行します。また、両施設が一体となり実践的対応能力の向上を図る講習会や訓練を設定し、利用者が安全で安心して利用できる子どもの国とネイパル砂川の施設づくりを推進するほか、社会教育主事には適宜指導を求め、円滑かつ効果的な管理を行います。

- 1 不測の事態や緊急時に備えて「危機対応マニュアル」及び「災害対策要綱」を定めるとともに、「学校における危機管理の手引(改訂3版)」(平成31年2月北海道教育委員会)を参考に、適正かつ万全な対応で利用者の安全確保を図りました。
特に昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止については、国の定める「業種別ガイドライン」により対応するほか、ネイパル砂川においては、「道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」により対応するとともに、感染状況や国及び北海道の動向を見極め、北海道及び北海道教育委員会とも綿密に連絡調整し、施設利用者及び職員の安全なる環境確保に万全を期しました。また、「学校の衛生管理マニュアル(文部科学省)」や「業種別ガイドライン」等が改訂された場合は、適宜対応します。(R4 改訂はありませんでした。)
- 2 利用団体に対しては、施設内外での利用時における安全指導を充分に行いました。
火災や事故、災害等、不測の事態が発生した場合は「災害対策要綱」等に基づき速やかに救護及び避難の誘導にあたるとともに被害拡大防止策等の安全対策及び関係機関への緊急連絡を図りました。
処理後の必要事項については、報告書により北海道または北海道教育委員会に速やかに報告し、その後の経過報告、けが人等に対するフォローアップも適正に行いました。
- 3 「消防法」等法令を遵守し、防火管理者を配置するほか、「消防計画」を作成し自衛消防訓練を実施する等して不測の事態に備えました。
- 4 当協会はAED(自動対外式除細動器)を子どもの国とネイパル砂川に備え付けるとともに、AEDの使用方法も含めた救急救命講習を定期的に受講し、砂川地区広域消防組合から「応急手当優良事業所」に認定されています。今後も、職員の応急手当技能の維持と向上に努め、不測の事態備えます。
- 5 緊急・夜間時の連絡体制を31頁のとおりとし、適切かつ万全な対応を図りました。
- 6 不測事態に備え子どもの国とネイパル砂川両施設に対する「賠償責任保険」及びネイパル砂川に対する「第三者賠償責任保険」、北海道及び北海道教育委員会所有の車両に対する「自動車共済」に加入しました。

【子どもの国】

- 1 子どもの国利用者の心身の安全保持方策について
 - (1) 子どもの国開園期間内は、職員及び巡回警備員により施設の保守と子どもの国の秩序の維持を図りました。また、巡視・警備等の状況を日誌等に記録し、適正に管理しました。
 - (2) 火気の使用についてはバーベキュー場、野外ステージ及びキャンプ場のみとし、春の山火事危険期間中は山火事注意旗を掲揚し火災防止の徹底を図りました。また、バーベキュー場については、新型コロナウイルス感染防止行動(三密回避、マスク着用、手指消毒)を実践するため、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知を行いました。
 - (3) 子どもの国への車の乗り入れは、キャンプ場、ネイパル砂川の利用者及び子どもの国施設保守管理等、特定の場合を除いて原則として制限を行いました。また、北口についてはゲートにより夜間の通行を規制し、子どもの国の秩序の維持と利用者の安全を確保しました。
 - (4) 観賞池は、遊泳等危険な行為の制止及び注意看板等により利用者への注意を喚起しました。
 - (5) マムシを発見した場合は、捕獲に努めるほか、利用者に注意を促すとともに、あらかじめ砂川市立病院に血清の常備を要請しました。
 - (6) ハチ、カラス等の営巣箇所及び有害鳥獣・昆虫等の駆除に努めました。

- (7) 毎年、子どもの国開園前におけるヒグマの生息調査（3日間）を砂川市、砂川市獣友会の協力で実施します。また、煙火花火による職員の巡回を1日2回、放送による犬の声出し、バリアトーン等ヒグマの忌避対策を行います。キャンプ場においては、利用者への安全確保を目的にキャンプ場周辺に電気柵を設置します。（延長600m）
- (8) 子どもの国でのヒグマの出没等については、道が定める「札幌建設管理部管内道立公園におけるヒグマ出没時の対応について」により道と協議し対応します。また、子どもの国における緊急時対策として当協会が定める「熊目警戒時等の対応」により利用者の安全確保に努めます。
- (9) 気象警報発令時及び地震発生時等の対応については、道が定める「道立北海道子どもの国気象警報発令時、地震（震度4以上）発生時及び事故発生時等における対応について」により利用者の安全確保に努めます。
- (10) 夜間の事故防止のため、必要箇所の外灯を点灯します。
- (11) 利用者の事故防止のため、北口駐車場から南口駐車場までの園路については、車止めを設置し一般車両の通行を禁止とします。
- (12) 砂川ハイウェイアシス館を除く各施設（広場、休憩施設、駐車場、トイレ等）については適時職員を巡回させ清掃を実施するとともに、危険物等がないか適時確認し対応します。
- (13) 冬期の降雪状況に応じて園路及び駐車場の除雪を行い、自動車及び歩行者の安全確保に努めます。
- (14) 子どもの国の車両通行を制限し、安全運行に努めます。
- (15) 子どもの国へ来園の障がい者や車椅子を利用する方の安全確保に努めます。
- (16) 子どもの国の施設・設備、遊具等の設置又は管理の瑕疵に起因して発生した事故に関する事務処理を適正に行うため、北海道が定める「道立都市公園事故事務処理要領」により迅速に対応します。

◎管理の目標「3-(2) 安全かつ快適な利用環境の提供」

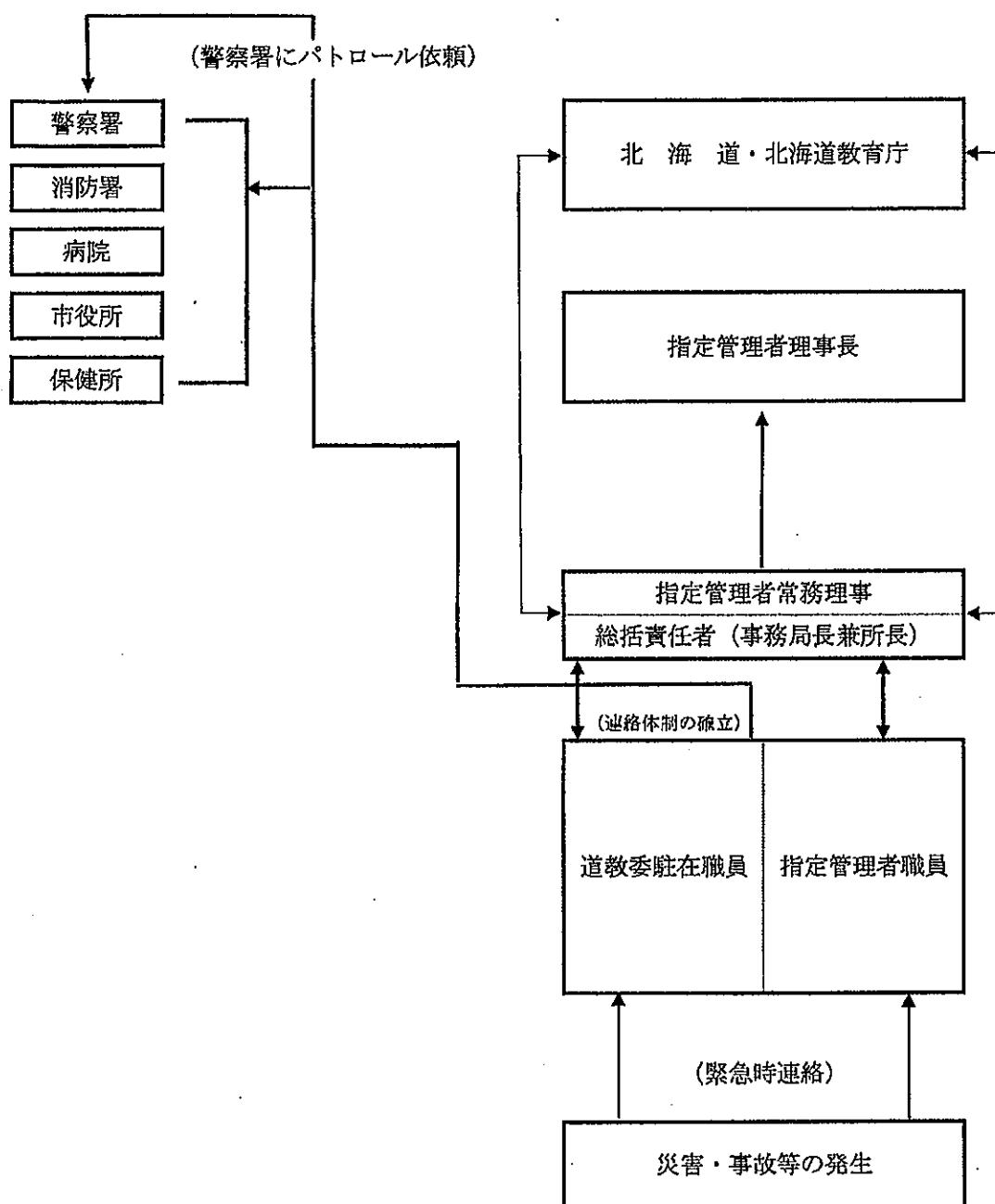
達成目標及び業績指標		R4(実績)	R5	R6	R7	R8
安全性の確保 [日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間0件とする。]	指標値	0件	0件	0件	0件	0件
	目標値	(0)件	0件	0件	0件	0件

【支援施設】

- 消防法に定める自衛消防訓練を年2回実施し、不測の事態に備えます。また、防火対象物定期点検報告の特例認定を受けており、今後も継続されるよう消防設備等の万全なる管理等を行います。
- 夜間は、常駐警備員を配置して巡回警備を行ない、その実施状況を日誌に記録し、職員が必ず確認します。職員不在時においては事務所内で警備と利用者対応に当たる外、施設内外の保守と治安の維持に努め、利用者が安心して利用できる安全な環境を確保します。また、不測の事態には、利用者の安全を最優先に誘導・避難に加え、緊急連絡網により職員等、関係機関へ連絡します。
- 支援施設条例第6条に規定する休業日及び臨時休業日においても適切な人員を配置し、施設の保守に努めるとともに来所者及び電話対応を行います。
- 施設内外を常に巡回し、危険箇所の発見及び不測の事態の防止に努め、加えて緊急な対処に備えます。また、設備、物品及び活動コース等についても利用者が安心かつ安全に利用出来るよう必要に応じて巡回・点検確認を行い、危険箇所あるいは破損箇所を発見した場合は、利用者の安全を最優先に直ちに排除若しくは修繕し、その場で改善出来ないものは危険であることを表示して立ち入り若しくは使用禁止とし、速やかな改善を図る等、事故を未然に防止します。
- 利用者には、事前打合せ若しくは入所時において、施設を安全に利用するため、あるいは安全に避難するための指導を充分に行います。また、利用者が物品等を使用する際には、誤った使用方法で事故等が起きないよう、事前に使用方法及び安全管理の指導を徹底する等、事故の防止に努めます。
- 食物アレルギーへの対応として、メニューにアレルゲン情報を表示するほか、利用者より提出していただいた「食物アレルギー申出書」は、「ネイパル砂川 食物アレルギー対応手順」にしたがって利用団体と積極的に情報交換し、相談に応じてメニューの変更等を柔軟に対応する等、食物アレルギー等による食物事故の防止と安心な食事の提供に努めます。

- 7 非常口の除雪を行う等して避難経路を確保するとともに、不測の事態においては、速やかに避難できるよう、利用者にもわかりやすい案内表示を設置し、利用者が安心かつ安全に施設に入りできる経路を確保しました。
- 8 救急救命、安全管理、保守管理等に関する講習会等には、積極的に職員を参加させ、職員の資質向上に努め、不測の事態に備えました。
- 9 気象情報、危険動物及び危険箇所等の情報は、ロビー等の利用者が見やすい箇所に掲示し、台風や急激な天候の変化等、危険を伴うことが予測される場合には、利用者に直接情報を提供する等、注意を促し、悪天候等による事故の防止に努めました。
- 10 利用者が安全かつ安心して野外活動が行えるよう、草刈、倒木処理、有害鳥獣・昆虫の早期発見と駆除等の環境整備を子どもの国と一緒に展開しました。
- 11 施設内外及び近隣の活動エリアからは、活動に支障を及ぼすような情報の収集に努め、それらを利用者に提供し、安心かつ安全な活動を目指しました。
- 12 熊の目撃情報等が有り、子どもの国が「札幌建設管理部管内道立公園におけるヒグマ出没時の対応について」により閉園措置となる場合は、ネイパル砂川利用者の安全を第一に捉え、同様に閉館としました。また、熊の目撃情報等については「熊目撃情報等対応フローチャート」により対応しました。(R4 12日間閉館)
- 13 新型コロナウイルス感染防止対策について
- ネイパル砂川では、北海道教育委員会による「ネイパルにおける新型コロナウイルス感染症の疑いに関する基本対応マニュアル」に従い、各職員の感染対策が疎かにならないように徹底して施設内外で対策を行ってきました。今後もネイパル砂川を利用する団体が安心かつ安全に利用できるよう、次のとおり感染予防に努めます。
- (1) 予約申込み時には新型コロナウイルス感染防止対策のルールを定めた「ネイパル砂川施設利用時の依頼事項について」を熟読の上、依頼事項に同意のサインをいただく等、利用にあたってのルールを遵守する事を求め、利用者及び職員にとっても安心・安全な施設を目指しました。
- (2) 利用団体には、2週間前からの健康確認を始め、入所時、就寝時、起床時にそれぞれ検温を行い、記録を取っていただきました。
- (3) 利用団体が入所する際のオリエンテーション実施時には、感染対策としてのソーシャルディスタンシング及び手洗い、消毒、換気、マスク着用を呼びかけ、感染対策を促しました。
- (4) 玄関やトイレ、食堂入り口等の共有スペースにはアルコール消毒液を設置するとともに、利用団体には消毒液等の持参を呼びかけ、活動に使用した用具や椅子・テーブル等の消毒を行っていただきました。
- (5) 気候上、可能な限り2方向の窓を同時に開けて換気を常時行うほか、利用団体にも呼びかけ適切な換気を心掛けました。
- (6) 宿泊室や食堂、研修室等の定員を制限し、ソーシャルディスタンシングの確保を徹底しました。
- (7) 寝具類は連続使用を避ける等し、感染リスクの低減を目指しました。
- (8) ネイパル砂川を利用中に発熱等により感染が疑わしい方がいた場合は一時的に保健室等に隔離し、その後の処置については利用団体担当者と連絡・連携を取り、適切かつ迅速な対応を図るほか、速やかに北海道教育委員会に報告しました。
- (9) 利用者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合及び、感染者と濃厚接触したおそれのある者について報告を受けた場合には、「ネイパルにおける新型コロナウイルス感染症の疑いに関する基本対応マニュアル」に従うほか、駐在社会教育主事に指導・助言を求めながら適切に対応しました。

緊急時・夜間時連絡体制



◆札幌建設管理部維持管理室
(011) 561-0409

◆建設部街づくり局都市環境課
都市環境課公園計画係
(011) 204-5571

◆教育庁生涯学習推進
社会教育課社会教育施設
(011) 204-6743

◆ 滝川警察署砂川庁舎
(0125) 54-0110

◆ 砂川消防署
(0126) 54-2196

◆ 滝川保健所
生活衛生課環境衛生係
(0125) 24-6201

◆ 砂川市役所
(0125) 54-2121

◆ 砂川市立病院
(0125) 54-2131

業務報告書

団体名	一般財団法人 北海道子どもの国協会
-----	-------------------

3 管理を安定して行う人員、資産その他の能力について

根拠法令

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第3号〕
業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

職員体制（採用・確保、指導育成・研修体制）について【共通】

職員体制（食堂、警備、清掃、除排雪を含む。図でも可。）と職員の採用・確保、その後の指導育成・研修体制について

【共通】

昭和51年ネイパル砂川開設以来、ネイパル砂川と子どもの国（昭和53年開設）の管理運営に当たっている当協会の46年の豊富な経験と蓄積した管理運営の方策を充分發揮し得るよう、次の区分による組織・分掌体制とし、業務の執行を図りました。

「組織・分掌・職員体制」35頁

区分	分掌業務
理事会	業務の執行機関
評議員会	業務の決議機関
理事長	業務の執行総責任者
常務理事	理事長補佐
事務局	協会運営
総括責任者 (事務局長兼所長)	事務局統括、業務の責任者、総合調整
総務課	総務事務、ネイパル砂川管理運営業務
公園管理課	子どもの国事務、子どもの国管理運営業務

配置職員の所有資格及び経験年数

区分	資格等	経験年数	職務の内容
総括責任者 (事務局長 兼所長)	—	8年	総括
総務課長	防火管理者、危険物取扱者、ボイラー取扱技能講習修了、社会教育主任用資格、青少年自然体験活動指導者養成講習修了	41年	総務事務総括 營繕施設事務、物品購入、給与、ネイパル砂川管理、利用指導、ネイパル砂川事業全般
総務課参事	ボイラー取扱技能講習修了、防火管理者講習修了、煙火消費保安講習修了（動物駆逐用）	33年	総務事務、委託業務管理、旅費、ネイパル砂川管理・利用指導、ネイパル砂川事業全般、
総務課参事 (事務局兼務)	ボイラー取扱技能講習修了	42年	総務事務、契約事務、ネイパル砂川管理・利用指導、ネイパル砂川事業全般
総務課主査	ボイラー取扱技能講習修了	41年	総務事務、収入、支出、経理、ネイパル砂川管理・利用指導、ネイパル砂川事業、
公園管理課長	防火管理者、ボイラー取扱技能講習修了、危険物取扱者、煙火消費保安講習修了（動物駆逐用）、水道技術管理者	32年	子どもの国管理総括、委託業務、経理、施設点検、維持管理、利用促進、日常管理業務、自主企画事業全般
公園管理課主幹	ボイラー取扱技能講習修了、煙火消費保安講習修了（動物駆逐用）	43年	子どもの国管理、委託業務、施設点検、維持管理、施設營繕事務、日常管理業務、自主企画事業全般
公園管理課主事	ボイラー取扱技能講習修了、社会教育主任用資格、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、煙火消費保安講習修了（動物駆逐用）	4年	子どもの国管理、経理、施設点検、維持管理、利用促進、日常管理業務、自主企画事業全般

【職員の採用】

今後、職員を採用の際には、ネイパル砂川においては、連携協力関係にある北翔大学の地域貢献事業として実施している「地域支援実習」の参加者や社会教育施設でのボランティア経験者で、社会教育施設での就労希望者の中から、子どもの国においては、造園や土木、植物管理の教育課程を履修または、同様の事業所等での就労経験者を対象に職員採用事務を進め、公の施設の業務に従事する就労者として、ふさわしい人材を採用します。

【専門業者への委託業務】

食堂、警備、清掃、除排雪の業務は、専門業者へ委託することとし、業務期間の始期に応じ適時に見積合せ等を実施し、過去の委託業務実績も考慮し適切な専門業者と契約を締結して、業務を推進します。

【育成・研修等】

職員の資質と組織体制を一層強化するために、研修、講習会等を通して、基礎的な職務能力の向上、危機管理能力、事業運営能力、接客・接遇能力、利用者満足度などの向上を目的にした職員の指導育成に継続的に取り組み、職員の資質向上・技術向上を図ります。また、各職員自身においては、常に業務資質の向上を目指すための自己啓発を心がけます。

- 1 他団体が主催する危機管理、安全管理、保守管理、事業運営等の講習会、研修会に参加し、職員の資質向上を図りました。

- 2 AEDの取扱講習等の事故・災害時に対応できる応急措置講習会を開催し、応急手当優良事業所として職員の救急技術と意識を常に向上させます。(R4 AED講習、応急措置講習会は未開催)
- 3 職員の接客・接遇マナーの向上のため「接遇マニュアル」を定め、研修会等を開催し、利用者の満足度の向上を図りました。
- 4 職員の会計、経理、庶務能力等向上のための研修会を開催するとともに設備・機械等の取扱研修を日常業務の中で常に行い、事務能力・施設保守管理技術の維持と向上を図りました。
- 5 職員研修等年間予定表～36頁

【子どもの国】

- 1 職員が植物管理を行う上で必要な知識を北海道、NPO法人等が主催する研修会、講習会等に積極的に参加し、植物の維持管理における資質の向上を図ります。(R4 研修会、講習会等の参加はありません。)
- 2 遊具全般の安全利用に対する知識を高め、事故を未然に防ぐための点検技能を得る事を目的に、団体等が主催する講習会等に積極的に参加し事故の防止に努めます。(R4 研修会、講習会等の参加はありません。)
- 3 北海道、団体等が主催する公園管理についての研修会、講習会等に積極的に参加し、自己啓発、管理業務の向上を図りました。
- 4 ヒグマ、エゾシカ等の侵入を防止するための研修会や講習会に積極的に参加し利用者への安全確保の方策向上に努めました。

◎管理の目標「3達成目標及び業績指標（2）職員の資質向上」

区分	R4（実績）	R5	R6	R7	R8
職員の資質向上 〔安全管理・サービス向上に関する研修会を年2回以上実施する。〕	指標値 2回	2回	2回	2回	2回
	目標値 (5)回	6回	6回	6回	6回

【支援施設】

- 1 「北海道青少年教育施設協議会」、道立青少年体験活動支援施設等の研究・研修会に参加するとともに、道教委、生涯学習団体等が主催する研修会、講習会等にも積極的に出席し、あらゆる機会で自己研鑽し、管理・指導能力等の資質の向上を図りました。
- 2 利用者に提供するプログラムの体験研修会を開催し、指導能力の維持向上及び利用相談の質の向上を図りました。
- 3 各職員が高水準且つ同水準で利用指導及び相談が可能となるよう「利用団体指導マニュアル」を整備し、所内職員研修等で研修を行うとともに日常業務の中で自己能力の向上に努めました。

職員研修等年間実績

【共通】

開催月	研修会・会議等名称	主催者等	参加予定者
4月	災害、感染症、危機、危険動物対応研修	指定管理者	8名
4月	接遇研修、総務事務（会計・経理など）	指定管理者	8名
3月	救急救命講習（AED取扱研修）	指定管理者	8名

【子どもの国】

開催月	研修会・会議等名称	主催者等	参加予定者
6月	動物駆逐用煙火消費保安講習会	砂川市	3名
6月	防火管理者資格取得講習	砂川市	1名
11月	危険物取扱者保安講習		1名
1月	自衛消防訓練	指定管理者	4名
2月	北海道立都市公園管理研究会	北海道	2名

【ネイパル砂川】

開催月	研修会・会議等名称	主催者等	参加予定者
4月	青少年教育スキルアップセミナー	大雪青少年交流の家	1名
5月	夏季及び野外調理プログラム研修	指定管理者	5名
5月	全道社会教育主事等研修会	教育庁生涯学習課	1名
6月	北海道青少年教育施設協議会所長運営会議	北海道青少年教育施設協議会	1名
7月	自衛消防訓練	指定管理者	5名
9月	施設設備・機器取扱研修	指定管理者	5名
9月	自然体験活動指導者養成事業	道立青少年教育施設	1名
10月	感染症及び食中毒等対応研修	指定管理者	5名
12月	北海道青少年教育施設研究協議会	北海道青少年教育施設協議会	1名
12月	道立青少年体験活動支援施設研修会	北海道青少年教育施設協議会	1名
1月	冬季プログラム研修	指定管理者	5名
1月	自衛消防訓練	指定管理者	5名
2月	地域生涯学習活動実践セミナー	道生涯学習推進センター	1名

- ※ 1 参加予定者数は、指定管理者職員対象者を記載している。
- 2 他の機関等が実施する研修会等は、過去の開催実績により記載している。
- 3 講習、研修会等が新型コロナウィルス感染症防止のため、開催の中止があったこと。

運営実績について【共通】

協会の運営実績について

【共通】

当協会は、昭和 51 年に青少年の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設（北海道子どもの国、ネイパル砂川）を管理運営し、もって心身とも健やかな青少年の育成に寄与することを目的に設立されました。また、当協会は中空知 5 市 5 町からの出資と運営への全面的な協力により、安定した運営体制が確立しています。

協会設立以来、46 年間公益活動を目的とした法人として（法人制度改革により H25.4.1 一般財団法人に移行）、事業目的を子どもの国とネイパル砂川の一体管理運営に特化し、事業運営を推進することにより、両施設の設置目的と一体管理の相乗効果を最大限に發揮させ運営して来ました。今後も、これまでの蓄積してきた経験により、子どもの国とネイパル砂川の一体管理を通して、両施設の設置目的をより一層發揮させ管理運営に当たります。

運営実績

北海道子どもの国管理運営		
1 北海道との委託契約	昭和 53 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日	28 年間
2 指定管理者制度	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	4 年間
3 指定管理者制度	平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	4 年間
4 指定管理者制度	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	4 年間
5 指定管理業務	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	4 年間
ネイパル砂川管理運営		
1 北海道教育委員会との委託契約	昭和 51 年 5 月 16 日～平成 18 年 3 月 31 日	30 年間
2 指定管理者制度	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	4 年間
3 指定管理者制度	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	2 年間
4 指定管理者制度	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	2 年間
5 指定管理者制度	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	4 年間
6 指定管理業務	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	4 年間

当協会の強み・弱み、連携先等について【共通】

「当協会の強みや弱み」また、その「強み」を施設運営に生かしていくための想定される連携や支援先等について

【共通】

当協会は、子どもの国とネイパル砂川の一体的な管理運営を目的に設立以来、46年の豊富な経験と管理運営の方策を蓄積しています。また、中空知5市5町からの出資を受け、役員・評議員も各市町から選出されており、地域の実情や特性に沿った意見等を事業や管理運営に取り入れて推進してきました。

現指定管理期間は、次の事項に重点を置いて業務の執行を図り、地域との協力体制の強化を図ります。

- 1 理事会、評議員会での管理運営に対しての意見・要望を積極的に取り入れ、地域のニーズを最大限に生かし、地域に根差した管理運営を図りました。
- 2 地域に密着し、利用者の声を生かした施設の効果的な管理運営を図るため、地域の観光協会、生涯学習団体、子ども協議会、サークル代表等による「北海道子どもの国・ネイパル砂川利用者協議会」からの提言を受け、施設を最大限に有効活用し、両施設の相乗効果を發揮するよう一体的な事業を推進しました。
- 3 地域のまちづくりの方針や地元企業・関係団体等と連携・協働して、地場産業を活用した体験活動を展開するとともに、事業の共催・協賛により地域に密着した効果的な管理運営を展開しました。
- 4 施設管理と事業運営にボランティアの参加を得て、地域住民との協働の強化を図りました。

また、当協会は、事業目的を子どもの国とネイパル砂川両施設の管理に特化して設立され運営して来ることから、設立経緯、運営・職員体制から目的以外の事業に幅を広げることは、現状では困難な面もあり、当面は、設置目的に合致した現在の指定管理業務に取り組んでまいります。

【子どもの国】

次のとおり、地域住民団体等と連携事業を実施しました。

- 1 親と子が一緒に学び体験することにより親子の絆、子ども同士の仲間意識を培う等心身ともに健やかな青少年を育成する事業

事業名	協 動 団 体
子どもの国フェスティバル (子どもの国春まつり) (新型コロナウィルス感染症防止のため、規模を縮小する。)	砂川市、砂川市教育委員会、砂川観光協会、スポーツチャンバラ協会、学生ボランティア、(株)ジョイント北海道支社、(有)時円ブランディング、砂川そば打ち愛好会、コパン牧場、ウスマニアーム、社会福祉法人くるみ会、フリーマーケット岩渕、北陽興業㈱、成田住設、大西屋、(有)末広ミート、匠本舗、縁日屋、くじ片山、ねこのあしあと、(有)どりーむあと、くじ平塚、とんぼクラブ
鯉のぼり掲揚事業	NPO 法人才アシス
アメニティ・タウンすながわマラソン大会 (中止)	砂州市、砂州市教育委員会、NPO 法人ゆう

2 環境育成型の広域レクリエーション施設として、身近な地域の環境問題や自然の大切さを学ぶための参加・体験型の事業

事業名	協 働 団 体
ジャリンコ春体験塾 ジャリンコ秋体験塾	空知総合振興局森林室砂川事務所・砂川市教育委員会、ホロウフィールド、地域ボランティア
ホタル鑑賞会（中止）	砂川ホタル倶楽部2006
ザリガニ調査会（中止）	ザリガニと身近な水辺を考える会

3 中空知5市5町、地域企業、団体等と地域おこしや、地産地消を目的とした特産品等を販売紹介する事業

事業名	協 働 団 体
子どもの国夏まつり (クマの出没等により中止)	社会福祉法人くるみ会、フリーマーケット岩淵、成田住設、ヨパン牧場、縁日屋、ぐじ平塚、レフトハンドヒロ、ササキ、(有)末広ミート、匠本舗、ねこのあしあと、日本理化学工業㈱美唄工場
子どもの国秋まつり (規模縮小)	社会福祉法人くるみ会、フリーマーケット岩淵、成田住設、ヨパン牧場、縁日屋、ぐじ平塚、レフトハンドヒロ、ササキ、(有)末広ミート、匠本舗、ねこのあしあと、日本理化学工業㈱美唄工場
なかそらち大収穫祭	中空知広域市町村圏組合（砂川市、滝川市、芦別市、赤平市、歌志内市、浦臼町、雨竜町、上砂川町、新十津川町、奈井江町）、㈱ノヴェロ、オアシス観光㈱、砂川商工会議所、たきかわ観光協会、砂川観光協会、小樽観光協会、北海道中央バス㈱、サッポロビール㈱

4 北海道が進める花観光事業に協力することを目的として、地域住民参加型体験型の花と緑の魅力ある子どもの国づくり、並びに子どもの国が道民に対して緑の発信地となるための事業

事業名	協 働 団 体
花植え教室	地域ボランティア、北海道、NPO 法人ガーデンアイランド北海道
はな会議 (春・夏・秋)	地域ボランティア、北海道、NPO 法人ガーデンアイランド北海道

5 子育て世代の交流と親と子とのふれ合いの場を提供すること、夏季・冬季において施設を有効活用すること、幼児から高齢者までを対象に健康増進と心身ともに健やかな成長を目的とした事業

事業名	協 働 団 体
屋内遊具ひろば	砂川市、砂川ハイウェイオアシス観光㈱
歩くスキー貸出し	砂川歩くスキークラブ

歩くスキーの集い	
雪山すべり台	砂川市、地元企業団体
スノーラフティング体験	砂川ハイウェイオアシス観光（㈱）
雪遊び体験事業	砂川ハイウェイオアシス観光（㈱）
子どもの国ウインターフェスティバル	砂川市、砂川ハイウェイオアシス観光（㈱、北陽興業（㈱）、中央緑化土木（㈱）、㈱札幌ニット、㈱ニットメンテナンス、㈱北菫株、藤田設備工業、㈱北斗、砂川歩くスキークラブ

- 6 「北海道みんなの日」を広く道民に周知するため、有料施設を無料で開放し道民が北海道の価値を再認識し一体となってより豊かな北海道を築いていくとともに、道外に北海道の魅力を発信する事業

事業名	協働団体
北海道みんなの日	北海道、北海道教育委員会、砂川市、砂川市教育委員会、

◎住民等との協働推進

区分	R4（実績）	R5	R6	R7	R8
公園業務に対する地域住民との協働を推進する 〔年間延べ参加数 600人以上〕	指標値 600人	600人	600人	600人	600人
	目標値 (490)人	600人	600人	600人	600人

【支援施設】

事業執行に当たっては、地域・圏域の特性（まちづくりの方針、地域の産業、河川や自然環境等の地理的な特質、地域の歴史文化）を活かし、地域の団体や企業等と連携協力して事業を推進するとともに、地域の特産品や特色ある行事等に精通した地域住民等の指導を取り入れて事業を実施することにより事業効果を向上させ、利用者に好評を得てきました。更に地域の実情を踏まえ地域と連携した事業の推進を図りました。

- 1 北海道遺産をテーマにしたプログラムを、地域との連携により推進しました。
 - (1) 空知の炭鉱関連施設と生活文化～石炭炊飯、石炭産業の学習
 - (2) 石狩川～河川と開拓・生活・文化・産業の係りの学習、河川防災の意識付け、石狩川関連施設の体験・見学、水棲動植物・昆虫の観察、水質調査
 - (3) 北海幹線用水路～北海灌漑溝の設置意義の学習と施設体験・見学
 - (4) 雨竜沼湿原～登山
 - (5) 北海道の馬文化～乗馬体験、馬車・馬そりの運行
- 2 地域の実情、風土や特色を生かした活動としてのプログラムを、地域との連携により推進しました。

農業体験と農業関連施設の体験・見学、自然散策、山菜採取及び調理、石山登山、草・花観察、バードウォッチング等
- 3 地域の団体等と連携した活動を推進します。

すながわスイートロード協議会（お菓子づくり、野焼きパンつくり）、砂川菓子組合（お菓子づくり）、

北菓樓（お菓子づくり）、ナカヤ菓子店（お菓子づくり）、ほんだ菓子司（お菓子づくり）、（株）ソメスサドル（革細工）、（株）いたがき（革細工）、（株）シロ（入浴剤作り）、吉川食品（株）、コパン牧場（乗馬体験、ミニ動物園）、ウヌマファーム（馬車運行）、NPO法人どんころ野外学校（ラフティング、五右衛門風呂体験）、砂川子どもの水辺協議会（事業連携）、砂川市教育委員会（事業連携）、砂川市教育委員の会議（事業連携）、空知子ども会育成連合協議会・空知管内市町教育委員会連絡協議会（子ども初級リーダー研修会）、空知ゲートボール協会（屋内ゲートボールのつどい）、遊水地学習館（Eボート・釣り体験）、石狩川開発建設部（防災についての講義等）、川の科学館（水生動植物の観察）、砂川もちつき保存会（もちつき）、砂川消防署（レスキューティク指導）、砂川スポーツチャンバラ協会（スポーツチャンバラ指導）、砂川市内家庭教育サポート企業（事業連携）、三谷果樹園（リンゴ狩り体験）、北翔大学幼稚園教諭コース（遊びの指導）、道民の森（環境学習、植樹）、空知総合振興局森林室（植樹）、NPOゆう（事業連携）、神内ファーム（馬文化の学習）、宮島沼水鳥・湿地センター（渡り鳥学習、環境学習）、NPO楽知ん研究所（科学実験）、砂川絵手紙の会（絵手紙指導）、北海道三笠高校（講話、料理実演）、深川ア・エール（着衣水泳体験）、砂川図書館（読み聞かせ、図書借用）、歌志内弥六太鼓（太鼓演奏、体験）、新十津川町鼓狸（太鼓演奏、体験）、砂川国際交流ふれあい委員会（英語事業連携）、北海道キンポール連盟（キンポール指導）、砂川農協（農業体験）、そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター（石炭文化）、北海道地球温暖化防止活動推進員（環境学習）、砂川B&G海洋センター（海洋スポーツ体験）、滝川B&G海洋センター（海洋スポーツ体験）、三笠市ジオパーク（石炭文化）、エーススタイルトレーナーズチーム（スポーツ、ヒップホップダンス指導）、八雲デジタルスポーツ射撃少年団（スポーツピストル指導）、北竜スラックラインクラブ（スラックライン指導）、滝川アーチェリー協会（アーチェリー指導）、二風谷アイヌ文化博物館（アイヌ文化体験）、道立総合研究機構林業試験場（森林環境学習）、砂川子どもセンター協議会（自然体験学習）

4 地域の学校や団体と連携し、協働事業を促進するため、アウトリーチ事業（職員の講師派遣）を推進しました。「ネイパル砂川アウトリーチ事業（職員の講師派遣）に関する取扱について」

5 家庭教育サポート企業事業及び子育て支援事業を、地域との連携により推進しました。

地域及び学校行事へのプログラム協力・支援、生活リズム向上の事業、読書活動の推進、英会話事業の実施（国際交流）、地産地消のお菓子作り、親子での自然体験活動機会の提供、ファミリーキャンプの実施

6 他の社会教育施設との連携等

北海道青少年教育施設協議会に加盟し、職員研修等に積極的に出席するとともに他施設との情報交換により、当施設の事業及び管理面の充実化を図りました。

7 地場商品消費拡大への協力

砂川市において推進されている、お菓子をテーマにしたまちづくり事業「すながわスイートロード」に賛同、協力し、地場商品消費拡大協力策として、食事提供時に地元菓子店のお菓子を提供し、砂川のお菓子をPRしました。また、地域で生産された米や生野菜などを可能な限り使用しました。

8 地域貢献

(1) 北海道みんなの日（7月17日）に、ネイパル砂川が保有するプログラム体験等のために施設を全面開放しました。

(2) 子どもの国を散策する利用者、歩くスキー利用者、ノルディックウォーカー愛好団体等に対し、休憩場

所としてネイパル砂川のロビーを開放しました。

- (3) 野外炊事場、石窯などの施設利用希望があった場合は、ネイパル砂川事業や宿泊利用者等への支障がない限り利用に供しました。
- (4) 冬季間の地域住民の健康増進を図るためスノーシューを無料で貸し出すとともに、休憩所として施設を開放しました。
- (5) 地域の就労継続支援施設と施設の清掃業務等を契約し、一般的な事業所で働くことが難しい障がい者の職業訓練を支援しました。

業務報告書

団体名	一般財団法人 北海道子どもの国協会
-----	-------------------

4 施設の管理経費の縮減について

根拠法令

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第4号〕

収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

管理経費の縮減（コスト削減）について【共通】

管理経費全体に対する考え方と管理経費縮減（コスト削減）に向けた取組について

【共通】

指定管理期間の経費については、次の項目をコスト削減の方策とし、可能な限りの経費節減を図りました。節減分については、施設の修繕・整備を万全に行い、利用者が安心・安全な利用ができる環境を創出するための経費として、道民に還元を図りました。また、経費節減に当たっては、利用者が不便さや不快さを感じたりすることなく快適な利用環境の維持に留意しました。

なお、子どもの国自主事業やネイパル砂川事業参加者負担分の収益については、事業開催資金、事業助成資金等に要する経費として執行し、道民に愛される施設・いこいの場を創出しました。

- 1 光熱水費については、施設内蛍光灯等の間引き点灯やLED化による節電と節水等徹底した節約を行うとともに利用者には地球温暖化・エコロジー等のためにエネルギー資源の節約を意識付けするよう周知し、コスト縮減の協力を求めるほか、環境管理計画（23頁）に基づき、利用者に環境問題への意識付けと更なるコスト縮減を目指しました。
- 2 両施設を一体管理することにより、共通業務の一括契約等効率的な事務処理と業務管理を図りました。
- 3 草刈等植物管理、ゴミ処理、清掃等の業務は可能な限り直営化し経費節減を図りました。
- 4 維持管理、事業実施に積極的にボランティアを活用し、効率的な事業運営と経費節減を図りました。
- 5 事務用消耗品や事務的諸経費は、可能な限り節約に努め経費節減を図りました。
- 6 物品購入、修繕業務は徹底し価格比較等市場調査を行い、安価で良質な物品購入と修繕業務を行いました。
- 7 出張用務は、積極的なオンライン活用のほか可能な限り業務用車両によることとし、出張経費の縮減を図りました。
- 8 水道管等両施設の設備は経年使用による老朽化が進んでいるものもあるため、設備管理の強化と破損・不具合等の早期発見と修理を徹底し、無用な経費の執行を防止しました。
- 9 臨時職員・パートタイマーの業務内容を常に見直し、効率的で無駄の無い人員配置と業務執行を図りました。

【子どもの国】

国や北海道が取り組む温室効果ガス排出実質ゼロ「ゼロカーボン」にも共通するところもありますが、省エネルギーはもちろん必要最小限の物で最大限の効果があげられよう取り組み、利用者サービスの低下とならない経費の節減に努めました。また、公園利用者へも水や電気の節約協力を周知し、かつ、安心・安全・平等な施設運営を行いました。

- 1 利用者に対して、節電と節水のお願いを使用箇所への表示及び、放送機器により呼びかけました。
- 2 事務所及び各詰所内等、利用に直接影響しない箇所は、就業時においても必要最小限の照明とし、かつ、状況に応じて消灯する等、節電に努めました。
- 3 機材、器具の点検・調整を常に行い、正常な利用を維持しました。
- 4 施設に係る小破修繕等は可能な限り直営で行い、使える廃材等を再利用しました。
- 5 利用者に対して「ゴミ持ち帰り協力」を放送機器等で呼びかける等、ゴミ処理費用の節減を図りました。
- 6 管理運営に係る消耗品などは、ネットや地域販売店の価格調査を実施し安価な物品等を購入しました。
- 7 ゴミの排出量を少なくするよう努め分別を徹底しました。
- 8 草芝刈り等で発生した草及び落ち葉等は、廃棄せず草花育成のための肥料として再利用しました。
- 9 再生可能エネルギー設備等、大規模な設備の導入は、関係機関へ働きかけ協働で取り組みました。
- 10 事業（イベント等）を通してボランティアの活用に努めました。

【支援施設】

- 1 日中の施設内における体育館・ロビー・玄関等の照明は、随時不要のものは消灯する事を職員全員で実施することを心掛け、節電を徹底しました。
- 2 衛生管理に努めつつ、厨房・洗面所・トイレ・浴室等の節水を徹底しました。
- 3 室温や浴室の湯の温度管理をこまめに行い、さらにウォームビズを積極的に取り入れる等し、燃料の節約に努めました。
- 4 野外炊飯等において生ゴミ等を削減するよう指導し、併せてゴミ全体の排出量を減らすよう努めました。
- 5 活動等によるゴミの減量化を利用者にもお願いするとともに、発生したゴミは適正に分別・処理し、ゴミ排出量の削減を図りました。
- 6 施設の利用方法や手続き及び事業案内等において、インターネットやEメールを最大限に活用し、用紙や郵送料の節減に努めました。
- 7 施設内に、節電・節水及びエコロジー推進についてのポスター類を掲示してリサイクルや環境への取り組みを啓発・推進しました。

業務報告書

団体名

一般財団法人 北海道子どもの国協会

5 知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

根拠法令

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第5号〕

前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

SDGsの取組について【共通】

施設運営をとおして、SDGsの達成に向けた実現可能な取り組について

【共通】

ネイパル砂川は、地域ESD活動拠点施設に登録しており、持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、SDGsが掲げる17の目標を身近なテーマとして感じられるように、子どもの国とネイパル砂川で開催する事業やプログラムを開拓し、SDGs達成に貢献するようESDを推進しました。

また、子どもの国やネイパル砂川において、地域の団体や学校等が開催するSDGsをテーマにした事業についても、ネイパル砂川が有する地域ESD活動拠点施設としてのノウハウを子どもの国と一緒に提供し、事業目標達成のために連携協力をしました。

【子どもの国】

1 子どもの国は、この雄大な自然環境などを活かした施設の特色や利用者ニーズを踏まえた事業を実施し道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要に充足する事業に取り組み、1年を通じ季節に応じた特色のあるイベントや、地域団体等と協働で観光の拠点となる各種事業を推進し、各種自主企画事業を通して、参加者が「SDGs」について関心を持ち、個人でも持続可能な達成目標の意識を持つような事業に取り組みました。
※他事業については、「北海道子どもの国自主企画事業主催・共催事業計画（案）」（10項～11項）

2 地域団体やボランティア等と一緒に公園づくりを通して「SDGs」の普及と目標の達成を目指します。

3 環境に配慮した維持管理を通して、子どもの国の財産である緑地環境の保全に取り組むとともに、環境に配慮した資材や物品を購入し、「SDGs」の達成を目指しました。

【支援施設】

ネイパル砂川の施設運営においては、施設の性質又は目的に応じて定める基準である、「利用者のニーズや時代の要請に対応した施設の運営や事業の実施が行われ、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図られるものであること」に留意し、次のとおり取り組みました。

- 1 すべての人に公正で質の高い教育の確保を目指し、生涯学習の機会の提供を促進しました。【SDG4】
- 2 地域の団体と連携する等してパートナーシップを活性化し、目標の達成を推進しました。【SDG17】
- 3 多くの人々が平等かつ公正に学びや体験を深めることができる施設運営を目指しました。【SDG5, 10, 16】

- 4 ネイパルの設備や機能を最大限に生かし、自然環境や人権等に関する学びを促進します。また、現在保有するプログラムのプラッシュアップを進め、SDGs の普及啓発と理解の推進を目指しました。
【SDG2, 6, 7, 12】
- 5 SDGs に掲げる様々なテーマに基づいたプログラムの開発を推進し、SDGs の普及啓発と理解を促進に努めました。【SDG1, 3, 10, 11, 13, 14, 15】
- 6 主催事業の実施においては活動プログラムを通してSDGs を身近なテーマとして感じられる事に留意するほか、参加者に配布するしおりにSDGs の解説を掲載する等し、普及啓発と理解の促進に努めました。
【SDG2, 7, 8, 9, 12】
- 7 全ての人に等しく平等に利用していただけるよう、無料開放の日を設けてSDGs の普及と啓発の機会とともに、ネイパルのプログラムや教育的機能を知っていただき、利用促進を図りました。【SDG1, 3, 5, 10】
- 8 ネイパル砂川が『地域 ESD 活動推進拠点』登録施設であることを主催事業のチラシや開催要項に明記するほか、施設内にポスター等を掲示し、SDGs の普及啓発と理解の推進を目指しました。
- 9 ゴミの削減や省エネ等により、SDGs の達成に向け施設で実践できることは率先して取り組みました。
- 10 SDGs の取り組みの一環として利用者の持ち込みにより発生したゴミは持ち帰っていただく等、SDGs の普及啓発と理解の推進に努めました。
- 11 SDGs の推進においては、駐在社会教育主事に指導・助言を求める等し、円滑かつ効果的な遂行を目指しました。

運営に対する意欲について【共通】

公的な都市公園及び青少年教育施設としての管理運営に関する当協会の前向きな考え方について

【共通】

子どもの国とネイパル砂川の一体的な管理をとおして、当協会の設立目的である「両施設の適切かつ効率的な運営により青少年健全育成の推進に寄与する。」の目的達成のため、両施設の一体管理と相互利用の相乗効果をより高めるために、両施設設置以来管理運営を担い、蓄積した経験とノウハウを存分に発揮し、道民に憩いの場、ゆとりとうるおいのある環境の推進、生涯学習の振興等による健全な青少年の育成を目指しました。

また、全職員が「北海道の公の施設」で働く職員として、自覚と責任を強く持ち、常に自己研磨を重ねることにより、子どもの国とネイパル砂川の発展を目指しました。

【子どもの国】

道民の憩いの場を管理する者として、遊具や設備の状態を常に把握して安全管理に万全を期し、事故防止に努めることはもちろん、全ての利用者にゆとりと潤いのある環境を等しく提供するとともに、育成型レクリエーション施設として住民の多様なニーズを踏まえたイベントの企画や住民参加の公園づくりを推進し、より多くの人たちに満足していただける運営を目指しました。

そのための取り組みとして、各種イベントの企画においては、SDGsの達成と利用者のニーズに対応した内容となるよう、各種団体へ働きかけイベントを積極的に誘致するほか、ネイパル砂川との一体感のある、この公園ならではの事業・イベントを実施することを通して、青少年の育成はもちろん、道民の健康増進や文化の振興に寄与することを目指しました。

また、ゆとりとうるおいのある公園づくりには住民の参加を呼びかけ、これまでのノウハウによる緑化維持・推進及び環境美化に加え、ネイパル砂川の教育的要素を活用して利用者が環境に対する認識を楽しみながら深めることのできる公園づくりを目指しました。

【支援施設】

ネイパル砂川は「青少年教育施設」であることから、教育施設を管理・運営する者として、子ども達の成長に寄与することを第1と捉え、専門知識を有する駐在社会教育主事の助言・指導を仰ぎながら、北海道教育推進計画に則るのはもちろんの事、SDGsの達成等、社会的かつ教育的な課題に対応したプログラムの開発・提供に取り組み、健全な青少年の育成を目指しました。

また、子どもの国との一体管理においては、広大な敷地と雄大な自然を有する子どもの国のメリットを最大限に活用した原体験等、ネイパル砂川の特色を生かした体験活動を通して生きる力を育むとともに、利用者の個々の課題解決に向けた考え方のきっかけとなるよう、子どもの国、社会教育主事、地域団体等と一体となって施設運営に取り組みました。

別紙1

管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用
状況に関する事項

I 指定管理業務執行体制

1 組織体制に関すること

(1)総括責任者

変更なし

(2)組織体制

変更なし

(3)緊急時連絡網

変更なし

2 職員等研修（資質向上）に関すること

※資格取得のための講習会等含む

年月	研修等内 容	対象	主 催
6月23～24日	防火管理者資格取得講習	一般	砂川市(消防組合)
6月27日	動物用駆逐煙火消費保安講習会	一般	砂川市(農政課)
11月	危険物取扱者保安講習(更新)	一般	(一財)消防試験研究センター
1月25日	自衛消防訓練(通報訓練)	事業所	砂川市(消防組合)
2月14日	道立都市公園管理研究会	道・道立公園	北海道

・防火管理者資格取得講習

防火思想の普及啓発を図り、民間防火組織の振興助成を通じ防火の認識と実践に努める。

・動物用駆逐煙火消費保安講習会

ヒグマ、エゾシカ等の忌避対策を目的に、動物用駆逐煙火の購入・使用を含む実務講習会。

・危険物取扱者保安講習(更新)

危険物の性質や貯蔵法の専門知識、安全に取り扱う技術の有資格者講習

・自衛消防訓練(通報訓練)

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を定期的に実施する。

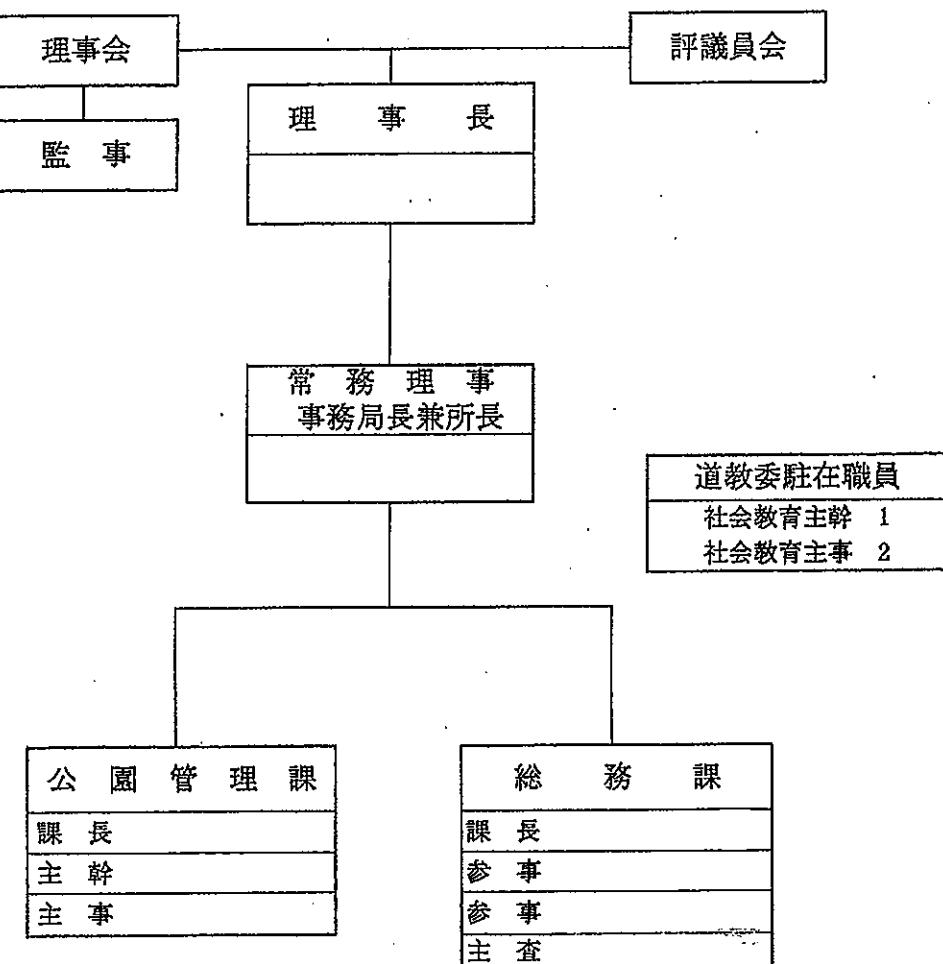
・道立都市公園管理研究会

道立都市公園(11か所)における懸案等の事項について、意見交換等を行い解決策等を模索する。



組織体制・人員配置

令和 4年度

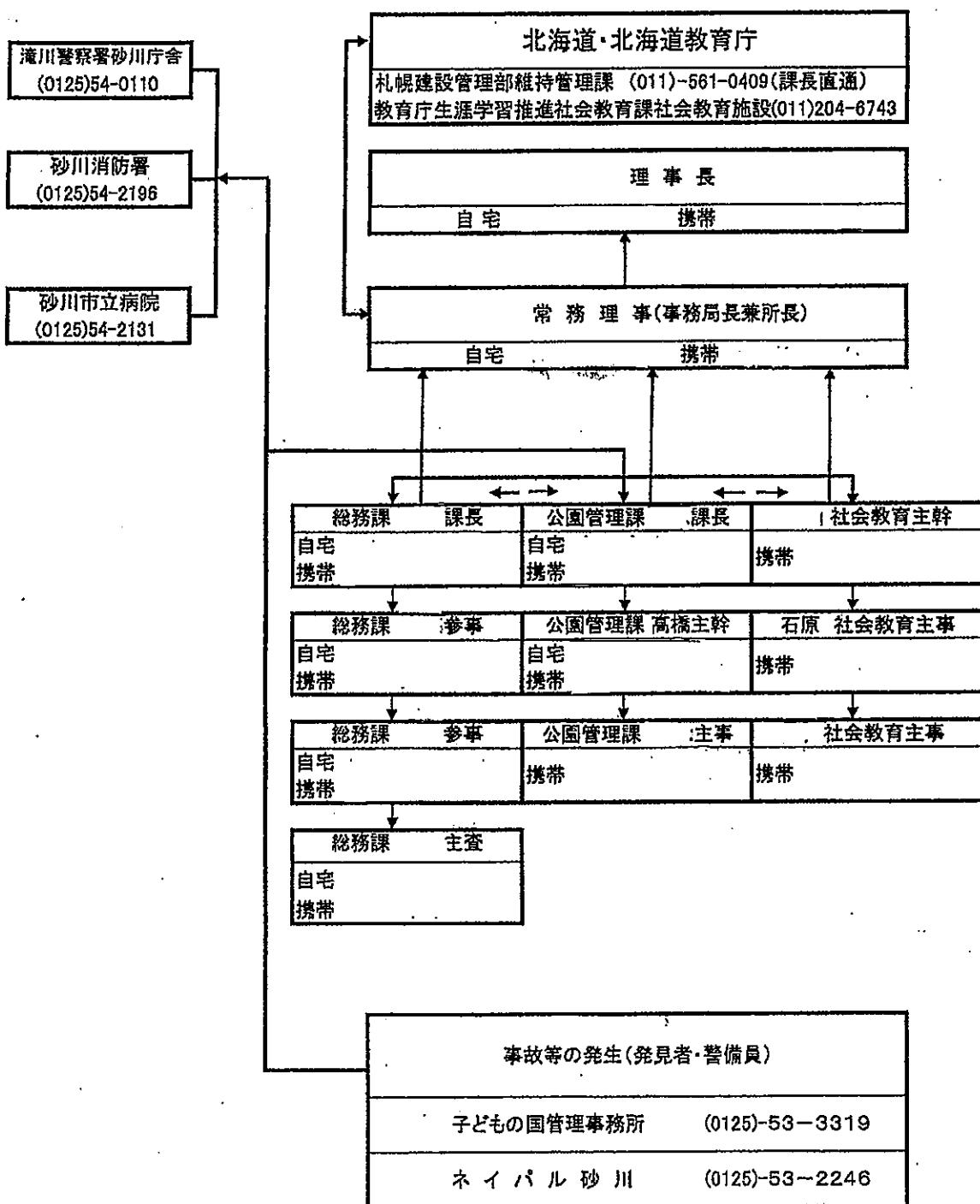




別 紙

緊急時・夜間時連絡体制

令和 4年度





Ⅱ 開園時間等

	施設名	利用期間と時間	当初計画以降、利用の期間又は時間を変更した場合の理由（都市公園条例第2条のただし書き適用）
管理施設	北口ゲート	・4月1日(金)～10月31日(月)まで 20:00～6:00を除き開放 ・11月1日(火)～3月31日(金)まで ネイパル砂川のアクセス絡除雪のため、シーズン開放	ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
	キャンプ場	・宿泊 6月25日(土)～9月4日(日) ・デイキャンプ 6月25日(土)～9月25日(日) (利用時間 10:00～16:00まで)	残雪等により利用期間を変更 ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
	公園管理棟	・管理棟 4月29日(金)～11月6日(日)まで (利用時間 8:45～17:30まで)	利用期間は、ふしきの森と同期間としました。
	レストハウス	・4月1日(金)～9月30日(金) (利用時間 9:00～17:00まで) ・10月1日(土)～3月31日(金)まで (利用時間 10:00～16:00まで)	※お休み 12月29日～1月3日まで ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
	園路等	・園路 4月1日(金)～3月31日(金)まで ・歩くスキーパーク等 1月5日(木)～3月12日(日) (利用時間 10:00～16:00まで)	自主企画事業歩くスキーパーク等は、道民の冬季間の健康増進に寄与しました。
便益施設	駐車場	・4月1日(金)～3月31日(金)まで (南・北駐車場、キャンプ場・ネイパル砂川駐車場、ハイウェイオアシス駐車場)	・通年開放（南口駐車場、ネイパル砂川駐車場、砂川ハイウェイオアシス駐車場） ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
	トイレ	・4月29日(金)～9月30日(金)まで (利用時間 9:00～17:00まで) ・10月1日(土)～11月6日(日)まで (利用時間 10:00～16:00まで)	・ふしきの森の開園期間内利用可 ・無料施設(ヤッホーの森等は、10月31日まで利用可) ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
有料施設	大型遊戯施設 (ふしきの森)	・4月29日(金)～9月30日(金)まで (利用時間 9:30～17:00まで) ・10月1日(土)～11月6日(日)まで (利用時間 10:00～16:00まで) ※休館日 5/16、7/4、9/5	残雪等により、開園を4月29日(金)とし、11月6日(日)まで延長しました。 ヒグマの出没等による閉鎖(6/17～6/30、7/30～8/5、8/10～8/16)
	屋内遊具ひろば	・4月1日(金)～4月10日(日)まで ・11月12日(土)～3月31日(金)まで (利用時間 10:00～16:00まで)	・子どもの国の通年開放に伴う冬期間利用施設 ※ お休み 12/29～1/3まで
冬期間利用施設	スノーラフティング 体験	・1月9日(月)～3月12日(日)までのうち土、日、祝日 (平日は要相談) (利用時間 10:00～12:00/13:00～15:00))	※自主企画事業に変更する。
	雪山すべり台	・1月9日(月)～3月12日(日)まで(ソリ無料貸し出し) (利用時間 10:00～16:00)	※自主企画事業に変更する。



III 維持管理業務

1 コスト縮減の方策と実施の効果

方 策	1 光熱水費、燃料費コスト縮減 LED照明に交換、燃料はプリベートカードによる購入等 2 給配水管漏水箇所の早期発見に努める。 3 子どもの国・ネイパル砂川の業務委託を一括契約、一体処理 4 植物管理、園内清掃等をボランティアと協働で実施 5 旅費は、割引料金等を活用 6 可能な範囲で遊具、工作物等の維持・小修理等を直営で実施
効 果	1 園内施設の照明をLED電球に交換及び水道の節水を利用に周知、依頼を行いました。ガソリン等の燃料を価格調査を行いプリベートカードにより購入し、経費の縮減が図られた。 2 巡回等により毎日水道メーターの確認を行い、給配水管の漏水等の早期発見と経費の節減に努めました。 3 子どもの国とネイパル砂川の共通委託業務を一括契約、一体処理により経費の縮減が図られた。 4 植物管理(草花等)、清掃等をボランティアと協働で実施し、経費の縮減が図られた。 5 旅費については、割引料金等を活用しました。また、できる限り公用車を使用し、経費の縮減を図りました。 6 遊具・工作物等の小修理、除雪等を直営で行い、経費の縮減を図りました。

2 年間業務実施状況

(1)植物管理業務

業務区分	ゾーン (○○広場など)	規模、範囲、 数量等	業務実施内容			
			4~6月 (第1四半期)	7~9月 (第2四半期)	10~12月 (第3四半期)	1月~3月 (第4四半期)
草花管理	施肥	中央口広場花壇 3箇所	1回	3回	ばら、あじさい等 剪定、宿根草茎 切、一年草処分、 コンテナ整理、(ブ ルーン、ラズベリ ー、ハスカップ、ブ ルーベリー撤去 (クマ対策))	
	除草	中央口広場花壇 3箇所	1回	3回		
	病虫害防除	中央口広場花壇 3箇所	—	—		
	その他	園内各所 花壇3箇所(一年草 1箇所、宿根草2箇 所)プランター(50基)	花壇植栽(2,700 株)コンテナ50基植 え込み(500株)、灌 水	花壇3箇所・コンテナ ～灌水・花柄取り、 茎切、ばら剪定		
草・芝生等管理	草刈り	別紙1、2のとおりです。				
	芝刈り	〃				
	施肥	ふしぎの森芝生広場 18,800m ²	—			
	目土					
	その他					
樹木管理	生垣(ニオイシバ)	中央口広場	剪定7月～10月 円錐イチイ、フジ、 ツツジ類、ハマナ ス、キンミズキ、 ニオイヒバ生垣			雪下ろし3回
	樹木刈り込み	園内各広場	円錐イチイ剪定	ツツジ類剪定、毛 ンタナマツ剪定、 ブンケンストーヒ、 ドイトーヒ枝はら い	キンミズキ剪定	
	施肥、除草	〃	1回/年	除草2回	除草3回	—
	樹木冬囲い	〃	別紙1参照	—	—	1回
	樹木冬囲い取り外し	〃		1回	—	—
	間伐	ふしぎの森 林地(8,000m ²)	—	—	—	
	倒木処理	ふしぎの森、ヤツ ホーの森、キャン プ場、園路等、展望 台遊歩道	ヨーロッパト-ヒ、 トドマツ 5本	トドマツ、シラカ バ、ニセアカシヤ、 サクラ、カラマツ枯 損木処理 計8本	雪害による樹木処 理等～シラカバ、 ヤナギ、ミズナラ 等 計 20本	雪害による樹木処 理等～シラカバ、 ニセアカシヤ等 計8本
その他	枯損木処理	南北駐車場、園 路沿い、フジ棚	仔164本、ブンケン ストーヒ200本、フジ 6本、シダレザクラ 9本	2回	—	—
	樹木病虫害防除	園内各所	対象木(ツツジ 類)	—	—	—



別紙 1

植物管理年間標準作業計画表

作業の種類		頻度	4月 10 20	5月 10 20	6月 10 20	7月 10 20	8月 10 20	9月 10 20	10月 10 20	冬期
芝刈	広場等(芝刈)	4回		—	—	—	—			
	遊戯ゾーン(芝刈)	3回			—	—	—			
	パークゴルフ場	10回		—	—	—	—	—		
草刈	法面等(草刈)	2回			—	—				
	樹林地帯等(草刈)	1回			—					
芝生施肥	遊戯ゾーン	1回/年			—					
生垣・花木等樹木	生垣剪定・補修	1回/年				—				
	花木・樹木刈込み	1回/年				—				
	対象木施肥	1回/年			—					
	対象木冬囲い	1回/年							—	
	対象木冬囲い取り外し	1回/年	—							
	病虫害防除	2回/年		—	—					
	花木花柄つみ	1回/年				—				
	除草	4回/年		—	—	—	—			
花壇・プランター	苗床づくり(ボランティア活用)	1回/年		—						
	苗植付け(ボランティア活用)	1回/年		—						
自然木管理	風倒木・枯損木処理	通年								
	つる切り	1回/年								

生垣・花木・樹木植物管理対象木数量表 (朱色は樹木冬囲い・取り外し対象木)

樹種名	本数	樹種名	本数	備考
フジの木	6	ドウダンツツジ	20	
コオヒバ(生垣)	363	玉ドウダンツツジ	117	
エゾムラサキツツジ	22	イヌ玉ツツジ	42	
イチョウ	10	アジサイ	623	
キタコブシ	3	イハイ(玉仕立て)	7	
ライラック	1	イチイ(円錐仕立て)	167	
ツリバナ	10	ヤマツツジ	1	
ユキヤナギ	84	キンフミズキ	122	
ニシキギ	42	ウメ	2	
ハクモクレン	2	レンゲツツジ	292	
シダレヤナギ	8	ムクゲ	6	
ヒメリング	3	サラサトウダンツツジ	3	
サクランボ	3	ヨーロッパ・ゴールド	12	
ハナミズキ	1	エゾヤマザクラ(低)	68	
クロフネツツジ	9	ヤエザクラ(中)	22	
ヨドガワツツジ	0	ヤエザクラ(高)	7	
マユミ	1	シケンザクラ(中)	9	
		シャクナゲ	1	
計	568(170)		1,511(693)	
合計			2,079(863)	



別紙 2

令和4年度 草・芝刈実績表 (朱書きは草芝刈り目標回数)

草・芝管理数量内訳表				草・芝刈実績							
名称	(m ²) 草芝刈り面 積	(m ²) 草芝刈り 指標値 (回数)	(m ²) 草芝刈り延 面 積	5月 実施回数	6月 実施回数	7月 実施回数	8月 実施回数	9月 実施回数	10~11月 実施回数 笠刈り	計	
樹林地帯											
展望台遊歩道	4,600	1	4,600	1		1			1	3	
グリーンアドベンチャーコース	7,021	1	7,021							0	
遊歩道	2,240	1	2,240	1		1				2	
栗林	11,300	1	11,300							0	
計	25,161	4	25,161	2	0	2	0	0	1	5	
法面等											
主園路	22,350	2	44,700		1		1	1		3	
東口園路	3,628	2	7,256	1		1		1		3	
ふしきの森外周園路	5,200	2	10,400		1					1	
ハイウェイアシス調整池周辺	26,800	2	53,600	1			1	1		3	
キャンプ場	2,575	2	5,150		1	1	1			3	
キャンプ場周辺	1,200	2	2,400		1	1				2	
野外ステージ	4,234	2	8,468			1	1			2	
公園管理事務所周辺	4,264	2	8,528	1	1	1	1	1		5	
見晴らし広場	12,170	2	24,340	1	1	1		1		4	
南北園路	5,670	2	11,340		1	1	1			3	
管理道路	3,504	2	7,008		1	1	1	1		4	
ハイウェイアシス芝生部分	19,050	2	38,100	1	2	1	1	1	1	7	
南北駐車場周辺	7,550	2	15,100		1	1	1	1		4	
カタコンベ芝生部分	4,250	2	8,500	1	1	1	1	1		5	
計	122,445	28	244,890	6	12	11	10	9	1	49	
遊戯ゾーン											
ヤッホーの森	47,263	3	141,789		1	1	1	1		4	
ふしきの森芝生広場	18,800	3	56,400	1	2	1	1	1	1	7	
ふしきの森芝生部分	16,830	3	50,490	1	2	1	1	1		6	
パークゴルフ場	12,350	10	123,500	1	1	1				3	
計	95,243	19	372,179	3	6	4	3	3	1	20	
広場等											
中央口広場	12,882	4	51,528	1	2	1	1	1		6	
ネイパル砂川周辺	12,400	4	49,600		2		1	1		4	
ハイウェイキューポーナ	9,800	4	39,200		1	1	1			3	
展望台広場	3,604	4	14,416	1		1				2	
計	38,686	16	154,744	2	5	3	3	2	0	15	
合計	281,535	67	796,974	13	23	20	16	14	3	89	



(2) 施設保守管理業務（朱書は、要求水準書別記に定める施設保守点検回数）

点検項目	実施回数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般施設	給水施設保守管理（年19回）	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	19
	" R4実績	32	33	32	33	33	32	33	31	29	29	32	378
	電気設備保守点検（年12回）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	" R4実績	31	32	31	32	32	31	32	31	29	29	32	371
	ピラミッド遊具保守点検（年4回）	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	4
	" R4実績	3	63	30	63	62	62	62	12	—	28	1	387
	カタコンベ遊具保守点検（年2回）	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
	" R4実績	3	63	30	63	62	62	62	12	—	1	1	360
	森の迷宮遊具保守点検（年2回）	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
	" R4実績	3	63	30	63	62	62	62	12	—	1	1	360
遊具	専用水道水質検査（年12回）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	" R4実績	31	32	31	32	32	31	32	31	29	29	32	371
	水遊び施設保守点検（年2回）	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	5
	" R4実績	—	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	4
	身障者用エレベーター保守点検（年4回）	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	4
	" R4実績	3	31	10	32	31	30	31	14	—	—	—	182
	消防設備保守点検（年2回）	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2
	" R4実績	30	32	30	31	31	30	31	31	28	28	28	361
	地下タンク保守点検（年1回）	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	" R4実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特殊建築物等定期調査（3年に1回）	噴水用配管及び機器取付・撤去作業（年2回）	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2
	" R4実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機械設備（管理棟 月1回）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	" R4実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	池ひし除去作業（年1回）	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	" R4実績	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	3
	特殊建築物等定期調査（3年に1回）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	" R4実績(R2実施済み)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日常点検（毎朝使用開始前1回及び定期巡回時に1回）	4	62	60	62	62	60	62	—	—	—	—	372
	" R4実績(遊具除雪等)	4	62	60	62	62	60	62	—	—	1	1	375
有害駆除	精密点検(ヤッホーの森)年1回以上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	" R4実績	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
	日常清掃	池ひし除去清掃	除去	観賞池 約8,000m ³	7月 1回/年								
	調整池流末水路清掃	清掃	水路280m										
	雨水管清掃	清掃	250m × 50%	8月1回/年									
	水遊び施設	清掃	R10m、ピット	水水遊び場 3回/年、ピット1回/年									
	特別清掃	管理事務所・レストハウス	ワックス掛け	817.85m ²	4月 1回/年								
	ファロス、ピサの斜塔	ガラス拭き	ファロス140.52m ² 、ピサ59.48m ²	7月 1回/年									
	塵芥処理	各施設	砂川市処分場に搬入		4月～3月								
	有害駆除	樹木ケムシ駆除	ブンケンストーピ等駆除	200本	6月～8月								
	マムシ、ハチ駆除	駆除	—	—	発見時駆除								

注 1) 上段 () 内には、要求水準書で定める実施回数、下段は、R4実績を記入

(3) 衛生管理業務（要求水準書別記に定める衛生管理項目）

対象部位	実施内容	規模	実施時期（回数・頻度）
管理事務所(レストハウス)	日常清掃	817.85m ²	4/1～3/31 1回/日、定期2回/週
大型遊戯施設(ピラミッド)	日常清掃	1,913.81m ²	4/29～11/6 1回/日、定期2回/週
カタコンベ・ファロス・ピサの斜塔	日常清掃	カタコンベ140.52m ² 、ピサ59.48m ²	4/29～11/6 1回/日、定期2回/週
ハイウェイオアシス	日常清掃	12万m ² 、駐車台数371台	4/1～3/31 1回/日、定期2回/週
ヤッホーの森	日常清掃	27,186m ² 、遊具12基	4/29～10/31 1回/日、定期1回/週
展望台広場・野外ステージ	日常清掃	4,143m ² (展望台、トイレ)	4/29～10/31 1回/週、定期1回/月
駐車場・広場	日常清掃	510台、広場13,600m ²	4/29～3/31 1回/日、1回/土・日・祝
日常清掃	池ひし除去清掃	除去	観賞池 約8,000m ³
	調整池流末水路清掃	清掃	水路280m
	雨水管清掃	清掃	250m × 50%
	水遊び施設	清掃	R10m、ピット
特別清掃	管理事務所・レストハウス	ワックス掛け	817.85m ²
	ファロス、ピサの斜塔	ガラス拭き	ファロス140.52m ² 、ピサ59.48m ²
塵芥処理	各施設	砂川市処分場に搬入	4月～3月
有害駆除	樹木ケムシ駆除	ブンケンストーピ等駆除	200本
	マムシ、ハチ駆除	駆除	—
			発見時駆除

注 1) 要求水準書で定める実施回数及びR4の実績については、別紙1(3)のとおりです。



別 紙 1

(3) 衛生管理業務実施状況(朱書きは、要求水準書に定める施設保守点検回数)

令和4年度

区分	対象部位	規 模	実施時期(回数・頻度)	実 施 状 況									備考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
管理事務所(レストハウス)	817.85m ²		4/29～3/31 1回/日 定期2回/週	2	39	38	39	37	39	10	—	—	—	242
大型遊戯施設(ピラミッド)	1,913.81m ²		クマの出没等による園内閉鎖 (6/17～6/30, 7/30～8/5, 8/10～8/16)	2	39	20	36	27	37	39	10	—	—	243 R4実績
カタコンベ・アロス・ビサの斜塔	アロス140.52m ² +サ59.48m ²		クマの出没等による園内閉鎖 (6/17～6/30, 7/30～8/5, 8/10～8/16)	2	39	19	37	23	38	39	8	—	—	210
砂川ハイウェイオアシス	12万m ² 、駐車台数371台		4/1～3/31 1回/日、 定期2回/週	38	39	38	39	39	38	39	10	—	—	190 R4実績
ヤツホーの森	27,186m ² 、遊具12基		クマの出没等による園内閉鎖 (6/17～6/30, 7/30～8/5, 8/10～8/16)	2	39	38	39	40	38	39	8	—	—	243 R4実績
日常清掃	展望台広場・野外ステージ	4,143m ² (展望台、トイレ)	クマの出没等による園内閉鎖 (6/17～6/30, 7/30～8/5, 8/10～8/16)	0	5	3	5	3	5	5	5	—	—	178
駐車場・広場	510台、広場13,600m ²		4/29～3/31 1回/日・ 1回/土日祝	3	44	38	41	42	40	40	41	—	—	192 R4実績
池ひし除去清掃(除去)	銀賓池 38,000m ²	7月 1回/年	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	24 R4実績
調整池流末水路清掃	水路280m	7月 1回/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250 R4実績
雨水管清掃(雨水井)	250m × 50%	8月 1回/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289
水遊び施設清掃	R10m、ピット		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別清掃	管理事務所、レストハウスワッ クス掛け、ガラス拭き	817.85m ²	1回/年、適宜	ワツ1	—	—	2	4	—	—	—	—	—	4 R4実績
カタコンベ・ビサの斜塔、ピラミッド ガラス拭き	アロス140.52m ² +サ59.48m ²		1回/年、適宜	ワツ1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 R4実績
塵芥処理	各施設(砂川市処分場に搬入)		4月～3月 週2回(週3回程 度)	1	3	1	2	1	2	1	1	—	—	12 R4実績
有害駆除	樹木毛虫駆除(病虫害防除)	430本×2回	6月～8月 適時	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2 R4実績
	マムシ、カラス、ネズミ、ハチ駆除	6月～10月 適時	—	NZ2	10	NZ6	NZ7	NZ3	—	—	—	—	—	28 R4実績



(4) 保安管理業務

ア 安全確保

対象		業務内容	実施期間・時間	実施回数
日常巡視	園内、駐車場及び建物内	園内の定期巡視(ヒグマ忌避対応含む。)、利用指導、建物・工作物等の点検を適切に行う。(2回/日)	4月1日～3月31日まで [9:00～17:00まで]	718回
夜間警備	有人警備	門扉開閉の確認、園内巡回警備、管理事務所及び施設(建物)の巡回警備	指定箇所の巡回警備 (3回/日)	4月29日～10月31日まで [17:30～8:45まで]
	機械警備	公園管理事務所	一体管理を基に機械警備へ転換	4月1日～3月31日まで [24時間監視]

イ 保障

対象		保障内容	期間
施設賠償責任保険	利用者	施設賠償責任保険 対人事故[1名1億円、1事故3億円、財物5,000万円]、	令和4月28日～令和5年4月28日
自動車任意保険	北海道貸与車両(2台) ・自家用小型貨物自動車 ・小型貨物兼乗用自動車	対人・対物(無制限) 搭乗者傷害 死亡(500万円) 同上	・トラック(令和3年3月新規更新) 令和4年6月7日～令和5年6月7日 ・バン 令和4年4月26日～令和5年4月26日
自動車損害賠償責任保険	スクーター ホンダNJ50		・令和4年9月19日～令和5年9月19日
・自動車保険(任意) (スノーモービル)	自家用小型乗用車 ヤマハ 973cc	対人・対物(無制限) 搭乗者(500万円) 入院(7,500円)、通院(5,000円) 死亡 1,500万円	・令和5年1月1日～令和5年3月31日

ウ 園内発生事故

発生年月日	類型	管理瑕疵の有・無	事故の概要

注) 類型欄=打撲、裂傷、骨折、死亡等

